

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年3月24日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大関 洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	DCニッセイ安定収益追求ファンド
【届出の対象とした募集内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

DCニッセイ安定収益追求ファンド

上記ファンドの愛称として「みらいのミカタ」ということがあります。

（以下「ファンド」または「ベビーファンド」ということがあります）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「（8）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位とします。

（７）【申込期間】

継続申込期間：2021年3月25日（木）～2021年9月24日（金）

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

（９）【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください）までに、申込金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00~17:00 土日祝日・年末年始を除く)

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

当ファンドは確定拠出年金法(平成13年法律第88号)に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、受益権の取得申込みの勧誘は、資産管理機関および国民年金基金連合会(国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関も含みます)に対してのみ行われます。

ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

基本方針

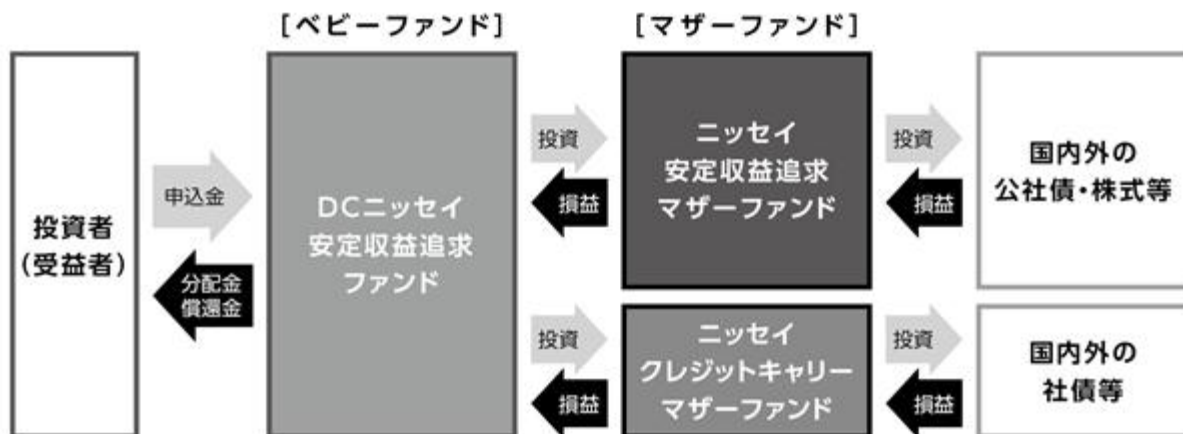
ファンドは、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

運用の形態

ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

<イメージ図>



ファンドは、「ニッセイ安定収益追求マザーファンド」を主要投資対象としますが、運用に際しては、投資環境等に応じ「ニッセイクレジットキャリーマザーファンド」にも投資することがあります。

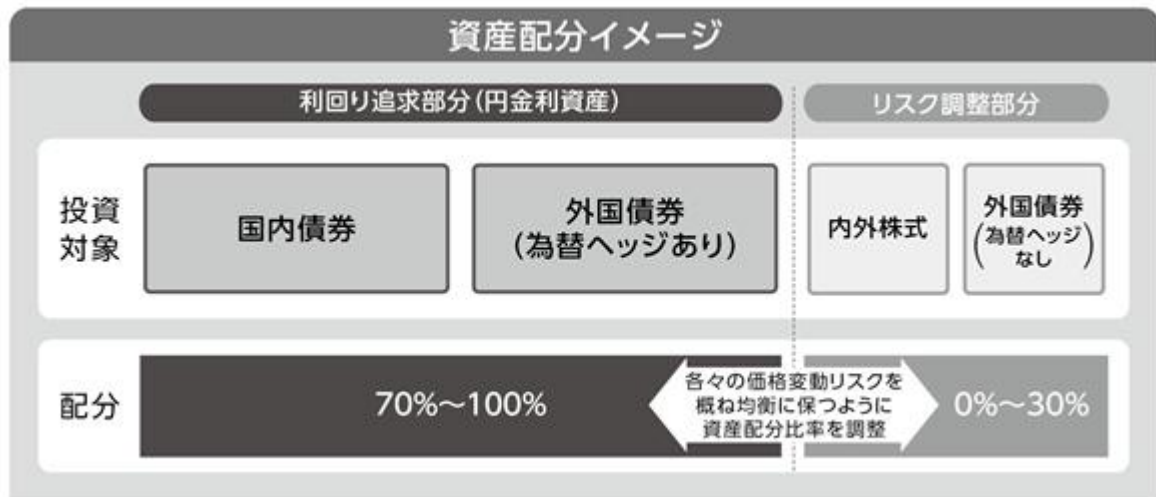
ファンドの特色

円金利資産（国内債券および外国債券（為替ヘッジあり））を実質的に70%以上組入れ、金利収入等の安定した収益を追求します。

- ・当ファンドでは、実質的な主要組入資産である国内債券¹および外国債券²（為替ヘッジあり）を総称して「円金利資産」といいます。
 - 1 国債、社債等を含みます。
 - 2 国債、政府機関債、国際機関債、地方債、社債等を含みます。
- ・円金利資産からの金利収入を主な収益源とします（利回り追求部分）。なお、ポートフォリオ全体のリスクを抑制することを目的に国内株式、外国株式（新興国の株式を含みません）および外国債券（為替ヘッジなし）を組入れます（リスク調整部分）。

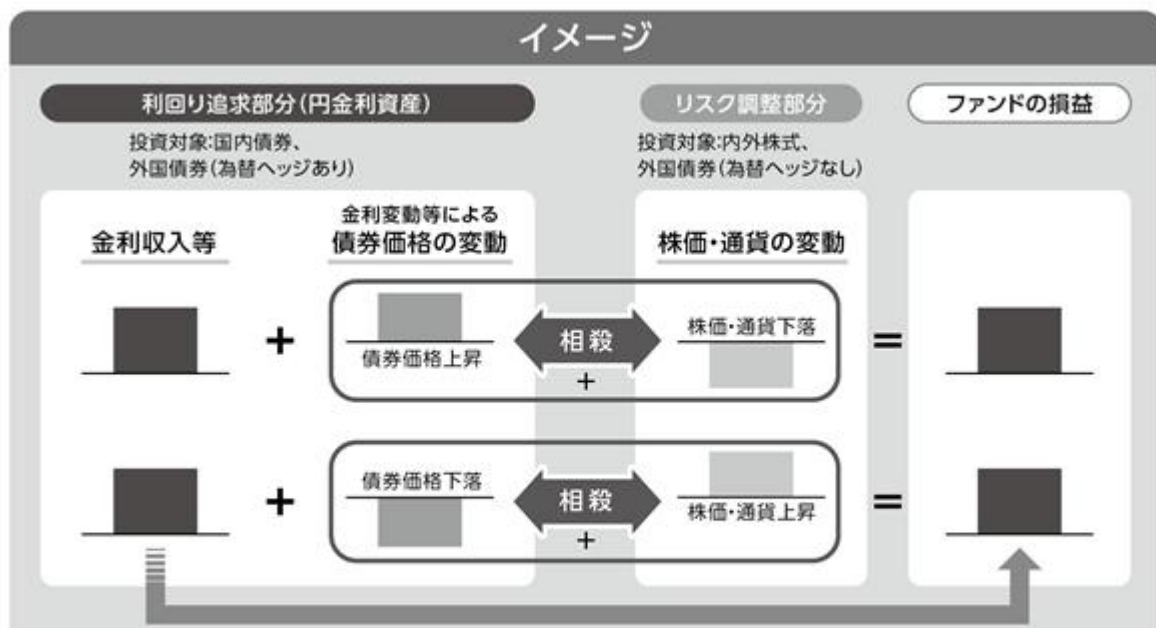
ポートフォリオ全体のリスクを抑制することを目標に、資産配分比率を調整します。

- ・利回り追求部分（円金利資産）では主に金利の動きによる価格変動リスク、またリスク調整部分（内外株式、外国債券（為替ヘッジなし））では主に株価や為替の動きによる価格変動リスクがあります。当ファンドでは、各資産・通貨の値動きの違いに着目し資産配分を決定します。
- ・ファンドは、「利回り追求部分（円金利資産）の価格変動リスク」と「リスク調整部分の価格変動リスク」を概ね均衡に保つように資産配分比率の調整を行います。この調整により、相互の価格変動は相殺され、ポートフォリオ全体のリスクを抑制する効果が期待されます。
 - 市況動向等によっては上記の通りにならない場合があります。







<ファンドのコンセプト>

- ・債券と株式・通貨の値動きの違いを活用してポートフォリオ全体のリスクを抑制し、金利収入等の安定した収益を追求します。
- ・特定の市場インデックス等をベンチマークとした運用を行うファンドではありません。

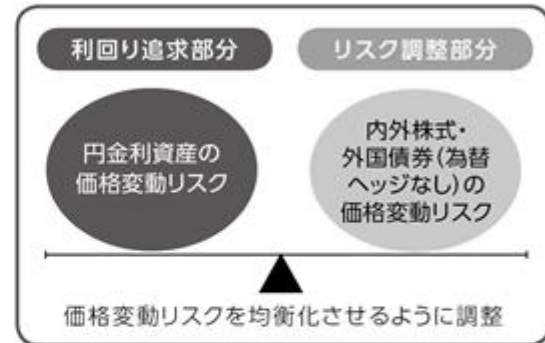


■ 上記はイメージであり、債券価格の変動を株価・通貨の変動で完全に相殺できるわけではありません。全体の損益がマイナスとなる場合もあります。また、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。市況動向等によっては上記の通りにならない場合があります。

(ご参考) 景気動向と債券・株式の値動き

	不況期	好況期
債券	資金需要の低迷による金利低下・ 債券価格上昇 	資金需要の増加による金利上昇・ 債券価格下落 
株式	企業業績の低迷懸念による 株価下落 	企業業績の拡大期待による 株価上昇 

(ご参考) 資産配分比率の調整



互いに逆の値動きをする傾向にある資産の価格変動リスクを概ね均衡に保つことで、相互の価格変動を相殺。

■ 上記はイメージであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。市況動向等によっては上記の通りにならない場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信 / 内外 / 資産複合に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです（該当区分を網掛け表示していません）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本含む)		
債券 一般	年1回	日 本		
公債	年2回	北 米	ファミリー ファンド	あ り (部分ヘッジ)
社債	年4回	欧 州		
その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	ア ジ ア		
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) 資産配分変更型))	日 々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
	その他 ()	アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマー ジング		

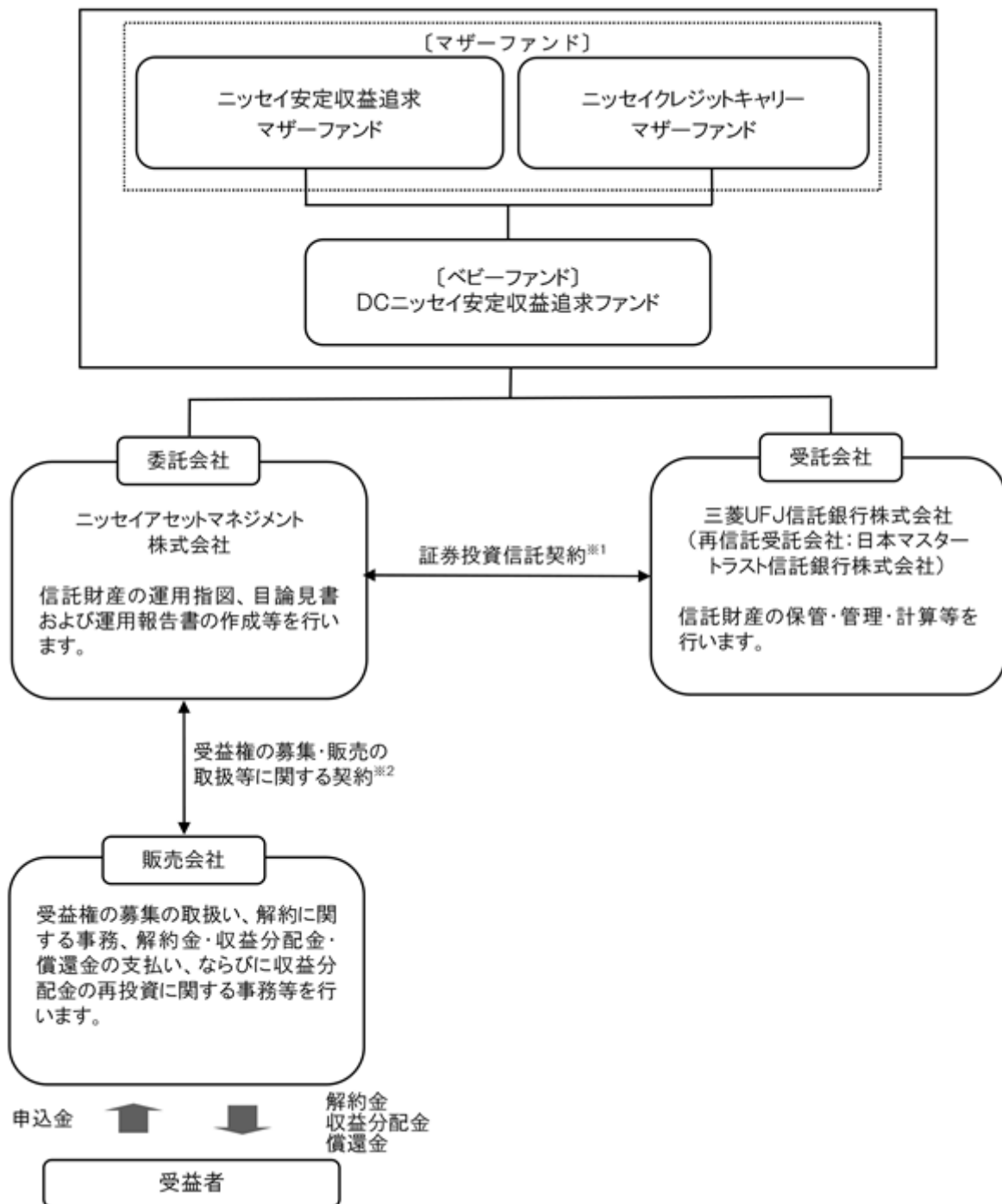
商品分類表	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
属性区分表	
その他資産 （投資信託証券 （資産複合（株式・ 債券）資産配分変 更型））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 目論見書または約款において、主として株式および公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （日本含む）	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジあり （部分ヘッジ）	目論見書または約款において、対円での為替のフルヘッジまたは一部の資産に対円で為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

2013年2月15日	信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
2013年8月15日	ファンドの投資対象を4つの投資信託証券に2つの投資信託証券を追加し、6つの投資信託証券とする変更
2013年9月30日	ファンドの仕組みをファンド・オブ・ファンズ方式から、追加した2つの投資信託証券（マザーファンド）に投資するファミリーファンド方式に変更し、購入・換金の際に適用される基準価額を購入・換金申込受付日の翌々営業日から翌営業日へ変更、および換金代金の支払開始日を換金申込受付日から起算して、原則として9営業日目から7営業日目へと短縮する変更

(3) 【ファンドの仕組み】



1 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託法（平成18年法律第108号）の適用を受けます。

2 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。

委託会社の概況（2020年12月末現在）

- 1．委託会社の名称：ニッセイアセットマネジメント株式会社
- 2．本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 3．資本金の額：100億円
- 4．代表者の役職氏名：代表取締役社長 大関 洋
- 5．金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号
- 6．設立年月日：1995年4月4日
- 7．沿革
 - 1985年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。
 - 1995年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。
 - 1998年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。
 - 2000年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8．大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,448株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主として、ニッセイ安定収益追求マザーファンドを通じて、実質的に国内外の株式・公社債に分散して投資を行い、中長期的に安定した収益の確保をめざします。なお、ニッセイクレジットキャリアマザーファンドを通じて、実質的に国内外の社債等に投資を行うことがあります。

国内外の株式・公社債への資産配分は、市況動向に応じて変更を行います。

実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを活用し為替変動リスクの抑制を図ります。なお、実質組入外貨建資産の外貨のエクスポージャーは、市場環境およびリスク水準等に応じて変更を行います。原則として、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

安定的な収益確保のため、金利スワップ取引、債券先物取引および株価指数先物取引等のデリバティブ取引を実質的に活用する場合があります。

上記マザーファンドの組入比率は、原則として高位に保ちます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(参考) マザーファンドの概要

ニッセイ安定収益追求マザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。

(2) 運用方法

a 投資対象

国内外の公社債および株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として国内外の公社債および株式に投資を行い、安定した収益の確保および信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

国内外の公社債および株式への資産配分は、市場環境および投資対象資産のリスク水準等に応じて、変更を行います。

組入外貨建資産については、為替ヘッジを活用し為替変動リスクの抑制を図ります。なお、組入外貨建資産の外貨のエクスポージャーは、市場環境およびリスク水準等に応じて変更を行いますが、原則として、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

安定的な収益確保および運用の効率化を図るため、金利スワップ取引、債券先物取引および株価指数先物取引等のデリバティブ取引を活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイクレジットキャリーマザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標とした運用を行います。

(2) 運用方法

a 投資対象

日本および世界の先進国の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として、日本および世界の先進国の短中期の公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

債券への投資割合は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ることをめざします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、ここでいう新株予約権とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）の新株予約権をいいます。

同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(2) 【投資対象】

a 主な投資対象

ニッセイ安定収益追求マザーファンドを主要投資対象とします。

なお、ニッセイクレジットキャリアマザーファンドおよび直接株式・公社債等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5)投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限り)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券

主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ニッセイ安定収益追求マザーファンド」および「ニッセイクレジットキャリアマザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます)の新株引受権証券を除きます)

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます)

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ)および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます)

14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます)

15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます)

16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り)

17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます)

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

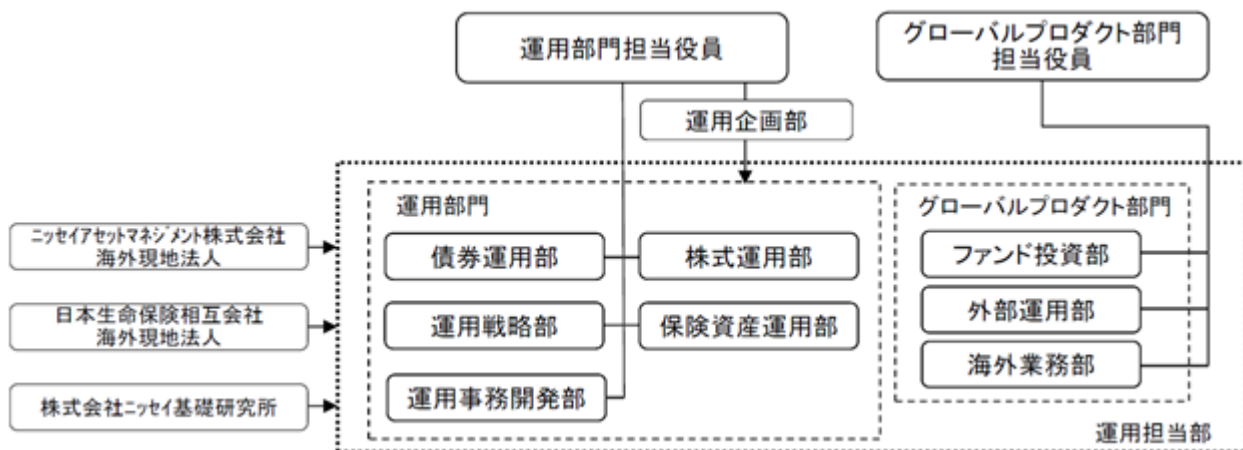
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することができます。

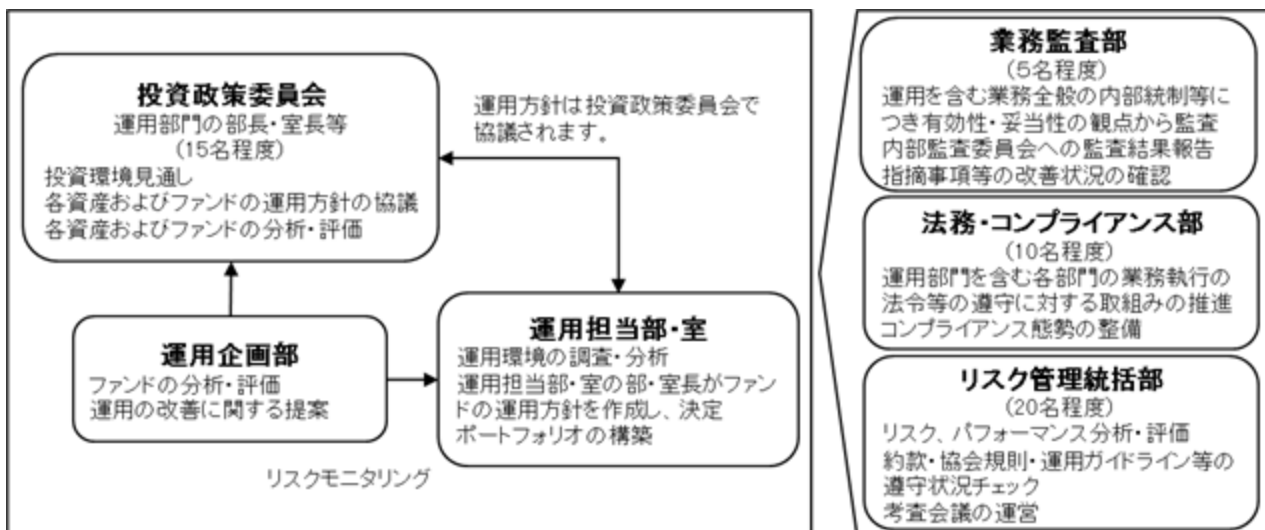
（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー/アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲
経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
 2. 分配対象額についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
 3. 留保益の運用方針
留保益（収益分配にあてず信託財産に留保した収益）については、元本部分と同一の運用を行います。
- 分配時期
毎決算日とし、決算日は12月24日（年1回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。
- 支払方法
< 分配金受取コースの場合 >
原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。
- < 分配金再投資コースの場合 >
自動的に再投資されます。

将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

a 約款に定める主な投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する

比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

b 約款に定めるその他の投資制限
投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 前記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

信用取引の範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2. 前記1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとし、

先物取引等

1. 国内の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

2. 国内の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。

3. 国内の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

スワップ取引

1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます)を行うことができます。

2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3.において同じ)が、信託財産の純資産総額を超えないものとし、なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとし、

4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。

5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとし、

6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

1. 信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

有価証券の貸付けおよび範囲

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けすることができます。
 - ・株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

有価証券の空売り

1. 信託財産を効率的に運用するため、信託財産において有しない有価証券または後記により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
2. 前記1.の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

有価証券の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記1.は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
4. 前記1.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。

外国為替予約等

1. 信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記1.の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

1. 信託財産を効率的に運用するため、ならびに信託財産を安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て(一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます)を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 2. 一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中より支払われます。
- c 法令に定める投資制限
- デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)
- 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。
- 信用リスク集中回避(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)
- 信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行わないものとします。
- 同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
- 委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

・為替変動リスク

外貨建資産については、一部を除き、対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。

対円での為替ヘッジを行う外貨建資産については、為替ヘッジを完全に行うことができるとは限らないため、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合などには、ヘッジコストが発生することがあります。

対円での為替ヘッジを行わない外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けまます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。

・デリバティブリスク

デリバティブとよばれる金融派生商品を活用する場合、デリバティブの取引相手の業績悪化（倒産に至る場合も含む）等の影響により、あらかじめ定められた条件で取引が履行されない、取引の決済の際に反対売買ができない場合などには、ファンドの資産価値が減少する要因となります。

・資産配分リスク

ファンドは、投資対象資産の配分比率を変更する運用を行います。この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、投資対象資産が予期しない値動きをした場合、損失を被る可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・収益分配金に関する留意点

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

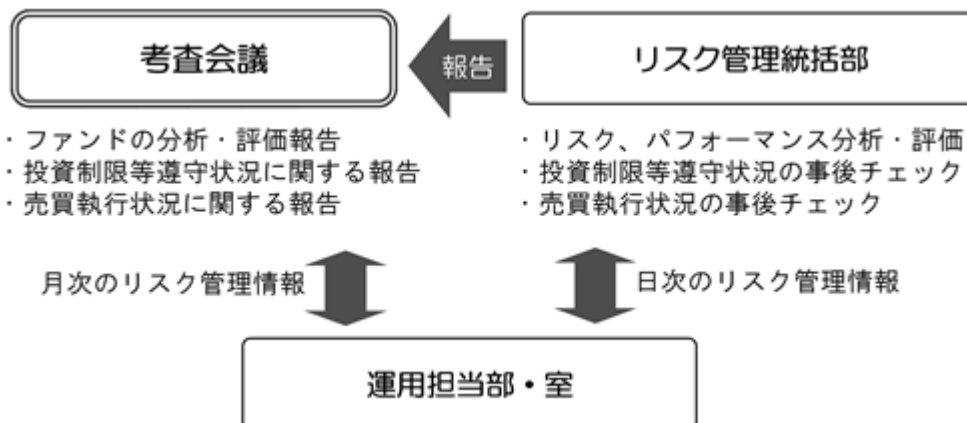
・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

・委託会社等による当ファンド等の信託財産の保有に関する留意点

委託会社の株主である日本生命保険相互会社は2020年11月末現在、ファンドの投資対象であるニッセイクレジットキャリアマザーファンドを他のベビーファンドを通じて実質的に41.1%保有しています。当該保有分は日本生命保険相互会社により換金されることがあります。

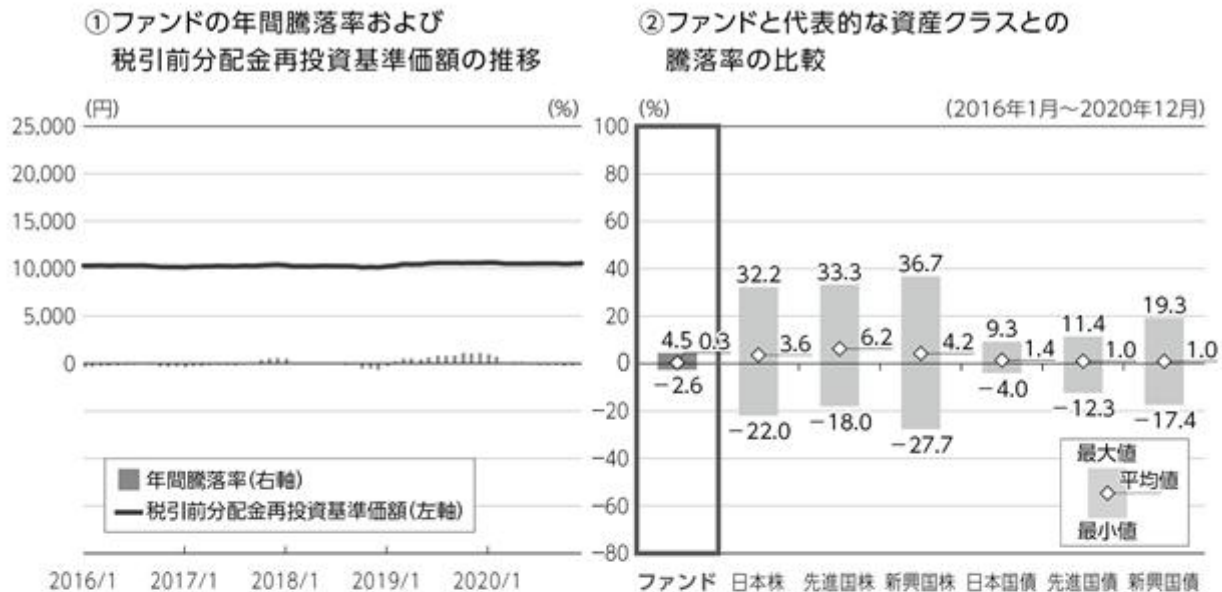
（２）投資リスク管理体制



1. リスク管理統括部が、以下の通り管理を行います。
 - ・ 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
 - ・ 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。



・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。

・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

- ・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ・TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIX(東証株価指数)の商標または標章に関するすべての権利は東証が有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・NOMURA-BPI 国債とは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.715%（税抜0.65%）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（年率・税抜）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.30%	0.30%	0.05%

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

前記の信託報酬については、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(4)【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払います。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率
100億円超 の部分	年 0.0044% （税抜0.004%）
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.0055% （税抜0.005%）
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.0077% （税抜0.007%）
10億円以下 の部分	年 0.0110% （税抜0.010%）

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。ただし、ファンドが「ニッセイクレジットキャリーマザーファンド」を購入あるいは換金する際には、信託財産留保額（当該マザーファンドの基準価額に0.05%をかけた額）をファンドからご負担いただきます。

上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

<ご参考>

「4 手数料等及び税金」の「(1) 申込手数料」から「(4) その他の手数料等」までに記載の主な手数料において、当該手数料を対価とする役務の内容・収受先等は次の通りです。

申込手数料	投資者のファンドの取得時に、販売会社からの商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売会社における当該取得にかかる事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「委託会社」の報酬	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価として委託会社が収受
信託報酬のうち「販売会社」の報酬	投資者（受益者）へのファンド購入後の情報提供・運用報告書等各種書類の送付、また口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価として販売会社が収受
信託報酬のうち「受託会社」の報酬	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価として受託会社が収受
証券取引の手数料	有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料
監査費用	公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
借入金の利息	受託会社等から一時的に資金を借入れた場合に発生する利息

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、委託会社または販売会社が取得した場合には、上記の税制は適用されません。

税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

「DCニッセイ安定収益追求ファンド」

(2020年12月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	37,162,173,674	92.11
内 日本	37,162,173,674	92.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,182,108,914	7.89
純資産総額	40,344,282,588	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ安定収益追求 マザーファンド」

(2020年12月30日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	8,474,289,372	15.33
内 日本	2,332,370,450	4.22
内 アメリカ	1,995,825,411	3.61
内 オーストラリア	1,245,735,911	2.25
内 香港	568,084,469	1.03
内 イギリス	406,676,305	0.74
内 フランス	323,054,339	0.58
内 スイス	321,753,062	0.58
内 ドイツ	277,654,767	0.50
内 シンガポール	172,113,460	0.31
内 オランダ	165,349,843	0.30
内 カナダ	102,741,796	0.19
内 アイルランド	93,092,158	0.17
内 デンマーク	90,003,274	0.16
内 スウェーデン	75,307,014	0.14
内 スペイン	72,577,026	0.13
内 ニューージーランド	63,306,854	0.11
内 イタリア	52,656,269	0.10
内 ケイマン諸島	35,224,776	0.06
内 フィンランド	23,420,990	0.04
内 ベルギー	23,151,520	0.04
内 ノルウェー	12,762,808	0.02
内 ジャージイー	12,013,060	0.02
内 バミューダ	6,103,417	0.01
内 オランダ領キュラソー	3,310,393	0.01
国債証券	18,024,902,468	32.61
内 日本	17,547,665,052	31.75
内 フランス	268,596,327	0.49
内 オーストラリア	208,641,089	0.38
投資信託受益証券	52,212,624	0.09
内 アメリカ	52,212,624	0.09
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	28,722,797,235	51.96
純資産総額	55,274,201,699	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引（売建）	2,433,945,734	4.40
内 アメリカ	789,291,000	1.43
内 ドイツ	674,717,668	1.22
内 日本	487,215,000	0.88
内 イギリス	220,132,608	0.40
内 オーストラリア	209,272,896	0.38
内 香港	53,316,562	0.10
債券先物取引（買建）	23,730,436,109	42.93
内 オーストラリア	7,629,290,579	13.80
内 ドイツ	7,389,090,473	13.37
内 アメリカ	5,420,141,367	9.81
内 イギリス	3,291,913,690	5.96

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

その他資産として、先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

（参考情報）

「ニッセイクレジットキャリー マザーファンド」

（2020年12月30日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（%）
特殊債券	1,476,389,937	1.67
内 フランス	789,095,143	0.89
内 オーストラリア	687,294,794	0.78
社債券	72,953,722,700	82.33
内 カナダ	24,794,155,223	27.98
内 アメリカ	17,775,715,491	20.06
内 オーストラリア	11,806,243,945	13.32
内 日本	6,148,714,770	6.94
内 イギリス	4,444,366,563	5.02
内 オランダ	4,071,812,900	4.60
内 フランス	3,245,922,003	3.66
内 アイルランド	531,479,455	0.60
内 スウェーデン	135,312,350	0.15
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	14,179,852,076	16.00
純資産総額	88,609,964,713	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「DCニッセイ安定収益追求ファンド」

（2020年12月30日現在）

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価（円）	評価単価（円）	利率（％） 償還日	投資 比率
				簿価金額（円）	評価金額（円）		
1	ニッセイ安定収益追求 マザー ファンド 日本	親投資信託 受益証券	29,950,632,626	1.1311 33,880,155,626	1.1337 33,955,032,208	- -	84.16%
2	ニッセイクレジットキャリー マザーファンド 日本	親投資信託 受益証券	3,025,890,618	1.0594 3,205,931,109	1.0599 3,207,141,466	- -	7.95%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内	親投資信託受益証券	92.11
	小計		92.11
合計（対純資産総額比）			92.11

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種別及び各業種の評価金額の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ安定収益追求 マザーファンド」

（2020年12月30日現在）

	銘柄名 地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価（円）	評価単価（円）	利率（％） 償還日	投資 比率
				簿価金額（円）	評価金額（円）		
1	第173回 利付国債（2 0年） 日本	国債証券 -	8,345,500,000	100.25 8,366,579,923	100.18 8,360,521,900	0.400000 2040/6/20	15.13%
2	第411回 利付国債（2 年） 日本	国債証券 -	3,477,700,000	100.51 3,495,436,270	100.27 3,487,402,783	0.100000 2022/4/1	6.31%
3	第410回 利付国債（2 年） 日本	国債証券 -	1,759,300,000	100.37 1,765,809,410	100.25 1,763,856,587	0.100000 2022/3/1	3.19%
4	第174回 利付国債（2 0年） 日本	国債証券 -	1,527,800,000	100.39 1,533,834,810	100.09 1,529,190,298	0.400000 2040/9/20	2.77%
5	第68回 利付国債（30 年） 日本	国債証券 -	1,449,800,000	98.74 1,431,663,002	98.87 1,433,533,244	0.600000 2050/9/20	2.59%
6	第171回 利付国債（2 0年） 日本	国債証券 -	988,000,000	98.50 973,180,000	98.49 973,160,240	0.300000 2039/12/20	1.76%
7	AUSTRALIAN GOVERNMENT オーストラリア	国債証券 -	156,260,880	139.36 217,768,287	133.52 208,641,089	3.750000 2037/4/21	0.38%
8	AIA GROUP LTD 香港	株式 保険	145,800	1,028.20 149,911,874	1,257.57 183,353,706	- -	0.33%
9	APPLE INC アメリカ	株式 テクノロジー・ ハード ウェアおよび機器	10,732	7,715.40 82,801,753	13,959.04 149,808,470	- -	0.27%
10	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA オーストラリア	株式 銀行	21,959	6,937.13 152,332,472	6,623.34 145,442,107	- -	0.26%
11	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券 -	116,794,000	117.87 137,669,759	119.17 139,185,745	1.250000 2034/5/25	0.25%

12	FRANCE (GOVT OF) フランス	国債証券 -	118,063,500	109.15 128,876,935	109.61 129,410,582	0.750000 2028/5/25	0.23%
13	CSL LIMITED オーストラリア	株式 医薬品・ バイオテ クノロ ジー・ラ イフサイ エンス	5,692	25,659.26 146,052,544	22,729.57 129,376,723	- -	0.23%
14	BHP GROUP LIMITED オーストラリア	株式 素材	37,495	2,924.17 109,641,964	3,383.81 126,876,060	- -	0.23%
15	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア・ サービス	4,312	17,687.11 76,266,839	23,199.52 100,036,351	- -	0.18%
16	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機 器	12,300	7,574.00 93,160,200	7,957.00 97,871,100	- -	0.18%
17	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 小売	255	207,961.51 53,030,186	343,827.00 87,675,885	- -	0.16%
18	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	2,100	24,285.00 50,998,500	38,400.00 80,640,000	- -	0.15%
19	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR 香港	株式 各種金融	14,600	3,481.68 50,832,528	5,516.22 80,536,812	- -	0.15%
20	日本電信電話 日本	株式 情報・通 信業	29,200	2,734.50 79,847,400	2,645.50 77,248,600	- -	0.14%
21	第一三共 日本	株式 医薬品	21,600	2,423.33 52,344,000	3,535.00 76,356,000	- -	0.14%
22	NESTLE SA スイス	株式 食品・飲 料・タバ コ	5,474	12,399.15 67,872,979	12,253.88 67,077,793	- -	0.12%
23	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANKING GROUP オーストラリア	株式 銀行	36,548	2,115.27 77,309,151	1,825.93 66,734,250	- -	0.12%
24	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD オーストラリア	株式 銀行	36,369	2,137.35 77,733,369	1,821.99 66,264,041	- -	0.12%
25	村田製作所 日本	株式 電気機器	7,100	6,138.00 43,579,800	9,320.00 66,172,000	- -	0.12%
26	WESTPAC BANKING CORP オーストラリア	株式 銀行	42,210	2,010.41 84,859,828	1,549.99 65,425,263	- -	0.12%
27	アズビル 日本	株式 電気機器	11,600	2,861.00 33,187,600	5,640.00 65,424,000	- -	0.12%
28	WESFARMERS LIMITED オーストラリア	株式 小売	16,107	3,479.20 56,039,622	4,046.85 65,182,728	- -	0.12%
29	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	20,200	2,516.84 50,840,198	2,964.00 59,872,800	- -	0.11%
30	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	14,900	4,067.00 60,598,300	3,755.00 55,949,500	- -	0.10%

（注）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	0.72
		輸送用機器	0.37
		化学	0.36
		情報・通信業	0.31
		卸売業	0.30
		医薬品	0.29
		機械	0.23
		サービス業	0.21
		銀行業	0.17
		保険業	0.16
		小売業	0.14
		建設業	0.14
		その他金融業	0.12
		その他製品	0.09
		ガラス・土石製品	0.09
		ゴム製品	0.08
		電気・ガス業	0.08
		食料品	0.08
		陸運業	0.07
		倉庫・運輸関連業	0.05
		不動産業	0.05
		金属製品	0.04
		石油・石炭製品	0.04
	鉄鋼	0.02	
	小計		4.22
	外国	銀行	1.31
		素材	0.93
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	0.91
		ソフトウェア・サービス	0.73
		資本財	0.70
		保険	0.64
		食品・飲料・タバコ	0.55
		各種金融	0.54
		公益事業	0.47
		小売	0.46
		メディア・娯楽	0.39
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	0.39
		ヘルスケア機器・サービス	0.38
		エネルギー	0.36
		不動産	0.31
		半導体・半導体製造装置	0.30
		消費者サービス	0.27
		電気通信サービス	0.25
食品・生活必需品小売り		0.24	
耐久消費財・アパレル		0.24	
運輸	0.22		
家庭用品・パーソナル用品	0.20		
自動車・自動車部品	0.17		
商業・専門サービス	0.15		
小計		11.11	
公社債券	国内	国債証券	31.75
	小計		31.75
	外国	国債証券	0.86
	小計		0.86
投資信託受益証券	外国	投資信託受益証券	0.09
	小計		0.09
合 計（対純資産総額比）			48.04

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

株式(外国)の業種はG I C S分類(産業グループ)によるものです。なお、G I C Sに関する知的財産所有権はS & P及びMSCI Inc.に帰属します。

(参考情報)

「ニッセイクレジットキャリア マザーファンド」

(2020年12月30日現在)

	銘柄名 地域	種類	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 評価金額(円)	利率(%) 償還日	投資 比率
1	TOYOTA CREDIT CANADA INC カナダ	社債券	2,182,410,000	101.87 2,223,308,363	101.91 2,224,137,679	2.020000 2022/2/28	2.51%
2	BHP BILLITON FINANCE LTD オーストラリア	社債券	2,020,750,000	105.68 2,135,629,637	105.67 2,135,407,355	3.230000 2023/5/15	2.41%
3	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	社債券	2,020,750,000	100.59 2,032,793,670	100.53 2,031,500,390	3.190000 2021/3/5	2.29%
4	MITSUBISHI UFJ FIN GRP 日本	社債券	1,759,500,000	108.26 1,904,957,865	108.31 1,905,749,640	3.761000 2023/7/26	2.15%
5	VODAFONE GROUP PLC イギリス	社債券	1,710,039,600	105.15 1,798,226,342	105.08 1,797,080,615	3.250000 2022/12/13	2.03%
6	WELLS FARGO & COMPANY アメリカ	社債券	1,689,347,000	102.06 1,724,198,228	102.00 1,723,201,513	2.094000 2022/4/25	1.94%
7	ROGERS COMMUNICATIONS IN カナダ	社債券	1,697,430,000	101.21 1,717,968,903	101.08 1,715,779,218	5.340000 2021/3/22	1.94%
8	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	社債券	1,616,600,000	104.10 1,682,961,430	104.05 1,682,104,632	3.228000 2022/6/22	1.90%
9	CATERPILLAR FIN SERV LTD カナダ	社債券	1,576,185,000	102.79 1,620,255,132	102.79 1,620,192,085	2.090000 2022/9/12	1.83%
10	HONDA CANADA FINANCE INC カナダ	社債券	1,535,770,000	104.07 1,598,321,912	104.07 1,598,306,554	2.537000 2023/3/1	1.80%
11	VERIZON COMMUNICATIONS アメリカ	社債券	1,464,058,800	106.30 1,556,323,785	106.25 1,555,664,959	3.500000 2023/2/17	1.76%
12	MACQUARIE BANK LTD オーストラリア	社債券	1,521,612,000	102.16 1,554,615,764	102.15 1,554,357,090	1.750000 2022/6/21	1.75%
13	KOMATSU FINANCE AMERICA アメリカ	社債券	1,521,450,000	100.78 1,533,317,310	100.79 1,533,606,385	0.849000 2023/9/9	1.73%
14	CANADIAN NATL RESOURCES カナダ	社債券	1,479,916,470	102.87 1,522,478,867	102.80 1,521,502,122	3.310000 2022/2/11	1.72%
15	MORGAN STANLEY アメリカ	社債券	1,454,940,000	101.72 1,480,008,616	101.65 1,478,961,059	3.125000 2021/8/5	1.67%
16	WESTPAC BANKING CORP オーストラリア	社債券	1,324,512,000	105.33 1,395,161,470	105.31 1,394,856,832	3.125000 2022/10/27	1.57%
17	AUST & NZ BANKING GROUP オーストラリア	社債券	1,261,440,000	105.87 1,335,600,057	105.82 1,334,906,265	3.100000 2023/1/18	1.51%
18	SAPUTO INC カナダ	社債券	1,293,280,000	101.89 1,317,761,790	101.95 1,318,602,422	1.939000 2022/6/13	1.49%
19	BELL CANADA カナダ	社債券	1,212,450,000	103.94 1,260,220,530	103.91 1,259,893,168	3.000000 2022/10/3	1.42%
20	DAIMLER CANADA FINANCE カナダ	社債券	1,212,450,000	103.29 1,252,351,729	103.24 1,251,757,629	3.050000 2022/5/16	1.41%
21	CITIGROUP INC アメリカ	社債券	1,212,450,000	102.71 1,245,380,142	102.59 1,243,925,202	3.390000 2021/11/18	1.40%
22	BELL CANADA カナダ	社債券	1,179,713,850	105.13 1,240,244,967	105.17 1,240,752,244	3.350000 2023/3/22	1.40%
23	BAT INTL FINANCE PLC イギリス	社債券	1,090,596,000	108.47 1,183,067,634	108.46 1,182,893,139	6.000000 2022/6/29	1.33%
24	GOLDMAN SACHS GROUP INC アメリカ	社債券	1,107,371,000	100.44 1,112,343,095	100.37 1,111,501,493	3.550000 2021/2/12	1.25%

25	CREDIT AGRICOLE LONDON フランス	社債券	1,035,000,000	107.36 1,111,217,400	107.25 1,110,109,950	3.750000 2023/4/24	1.25%
26	BNP PARIBAS フランス	社債券	1,035,000,000	106.41 1,101,436,650	106.43 1,101,581,550	3.500000 2023/3/1	1.24%
27	JT INTL FIN SERVICES BV オランダ	社債券	1,003,950,000	108.00 1,084,326,237	107.90 1,083,332,326	3.500000 2023/9/28	1.22%
28	ENBRIDGE INC カナダ	社債券	1,026,541,000	104.64 1,074,254,625	104.82 1,076,081,868	3.190000 2022/12/5	1.21%
29	GOLDMAN SACHS GROUP INC アメリカ	社債券	1,035,000,000	100.23 1,037,390,850	100.19 1,037,059,650	2.875000 2021/2/25	1.17%
30	LVMH MOET HENNESSY VUITT フランス	社債券	1,020,686,000	101.26 1,033,597,677	101.32 1,034,230,503	1.000000 2023/2/11	1.17%

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
公社債券	国内	社債券	6.94
	小計		6.94
	外国	特殊債券	1.67
		社債券	75.39
	小計		77.06
合計(対純資産総額比)			84.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種別及び各業種の評価金額の比率であります。

【投資不動産物件】

「DCニッセイ安定収益追求ファンド」

該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ安定収益追求 マザーファンド」

該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイクレジットキャリー マザーファンド」

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

「DCニッセイ安定収益追求ファンド」

該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ安定収益追求 マザーファンド」

(2020年12月30日現在)

種類	取引所名称	資産名	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資 比率
株価指数 先物取引	シカゴ商品取引所	S & P 5 0 0 E M I N I F U T U R E 2 0 2 1 0 3	売建	41	775,181,362	789,291,000	1.43%
	E U R E X 取 引所	D J E U R O S T O X X 5 0 2 0 2 1 0 3	売建	149	658,316,934	674,717,668	1.22%
	大阪取引所	T O P I X 先物 0 3 0 3 月	売建	27	474,105,150	487,215,000	0.88%
	I C E - E U	F T S E 1 0 0 I N D E X F U T U R E 2 0 2 1 0 3	売建	24	215,815,385	220,132,608	0.40%
	シドニー先物 取引所	S P I 2 0 0 F U T U R E 2 0 2 1 0 3	売建	16	207,595,180	209,272,896	0.38%
	香港先物取引 所	H A N G S E N G I N D E X F U T U R E 2 0 2 1 0 1	売建	3	52,701,995	53,316,562	0.10%
債券先物 取引	シドニー先物 取引所	A U S T R A L I A 1 0 Y E A R B O N D F U T U R E 2 0 2 1 0 3	買建	657	7,610,380,209	7,629,290,579	13.80%
	E U R E X 取 引所	E U R O - O A T F U T U R E 2 0 2 1 0 3	買建	189	4,008,169,314	4,027,797,238	7.29%
		E U R O - B U N D F U T U R E (F G B L) 2 0 2 1 0 3	買建	149	3,345,819,369	3,361,293,235	6.08%
	I C E - E U	L O N G G I L T F U T U R E 2 0 2 1 0 3	買建	174	3,258,629,623	3,291,913,690	5.96%
	シカゴ証券取 引所	U S 1 0 Y R T - N O T E F U T U R E 2 0 2 1 0 3	買建	195	2,783,650,726	2,783,608,242	5.04%
		U S U L T R A T - B O N D F U T U R E 2 0 2 1 0 3	買建	120	2,681,275,554	2,636,533,125	4.77%

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

(注2) 先物取引の時価は、原則として、計算日に知りうる直近の日の取引所の発表する清算値段で評価しております。

(参考情報)

「ニッセイクレジットキャリア マザーファンド」

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

「DCニッセイ安定収益追求ファンド」

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2013年12月24日)	713,030,690	713,030,690	1.0109	1.0109
第2計算期間末 (2014年12月24日)	1,988,065,589	1,988,065,589	1.0451	1.0451
第3計算期間末 (2015年12月24日)	3,020,406,388	3,020,406,388	1.0302	1.0302
第4計算期間末 (2016年12月26日)	3,492,151,727	3,492,151,727	1.0168	1.0168
第5計算期間末 (2017年12月25日)	21,875,228,780	21,875,228,780	1.0394	1.0394
第6計算期間末 (2018年12月25日)	29,880,672,641	29,880,672,641	1.0104	1.0104
第7計算期間末 (2019年12月24日)	35,895,092,839	35,895,092,839	1.0568	1.0568
第8計算期間末 (2020年12月24日)	40,285,945,542	40,285,945,542	1.0534	1.0534
2019年12月末日	36,006,736,100	-	1.0593	-
2020年1月末日	36,706,122,527	-	1.0634	-
2月末日	36,690,628,826	-	1.0613	-
3月末日	36,472,682,806	-	1.0510	-
4月末日	36,709,447,094	-	1.0506	-
5月末日	36,940,248,417	-	1.0506	-
6月末日	38,540,089,258	-	1.0523	-
7月末日	39,130,967,400	-	1.0539	-
8月末日	39,219,384,891	-	1.0535	-
9月末日	39,746,573,591	-	1.0543	-
10月末日	39,859,812,366	-	1.0482	-
11月末日	40,023,273,539	-	1.0524	-
12月末日	40,344,282,588	-	1.0553	-

【分配の推移】

「DCニッセイ安定収益追求ファンド」

	1口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000
第4計算期間	0.0000
第5計算期間	0.0000
第6計算期間	0.0000
第7計算期間	0.0000
第8計算期間	0.0000

【収益率の推移】

「DCニッセイ安定収益追求ファンド」

	収益率(%)
第1計算期間	1.1
第2計算期間	3.4
第3計算期間	1.4
第4計算期間	1.3
第5計算期間	2.2
第6計算期間	2.8
第7計算期間	4.6
第8計算期間	0.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた額により算出しております（第1計算期間については、前計算期間末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

(4) 【設定及び解約の実績】

「DCニッセイ安定収益追求ファンド」

	設定数量（口）	解約数量（口）	発行済数量（口）
第1計算期間	723,812,547	18,473,483	705,339,064
第2計算期間	1,432,961,029	236,016,174	1,902,283,919
第3計算期間	1,941,406,803	911,883,843	2,931,806,879
第4計算期間	1,240,502,423	737,882,095	3,434,427,207
第5計算期間	19,203,249,041	1,590,908,759	21,046,767,489
第6計算期間	10,937,501,071	2,412,182,575	29,572,085,985
第7計算期間	6,539,562,934	2,146,169,279	33,965,479,640
第8計算期間	7,418,748,680	3,140,174,106	38,244,054,214

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

3. 運用実績

2020年12月末現在

● 基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

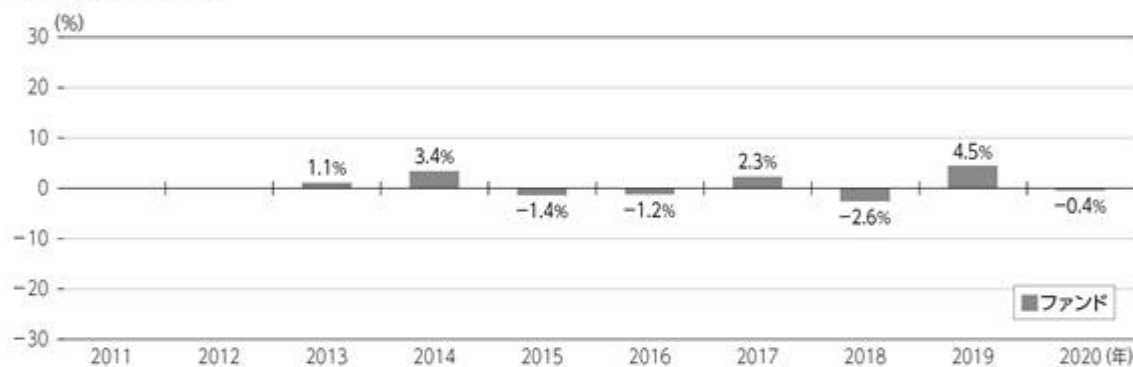
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

基準価額	10,553円
純資産総額	403億円

● 分配の推移 1万口当り(税引前)

2016年12月	0円
2017年12月	0円
2018年12月	0円
2019年12月	0円
2020年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

● 年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

・2013年はファンド設定時から年末まで、2020年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

● 組入比率

	比率
利回り追求部分(円金利資産)*1	79.9%
日本国債・短期資金等	35.8%
外国国債(為替ヘッジあり)	36.1%
国内社債・外国社債(為替ヘッジあり)	7.9%
リスク調整部分	20.1%
内外株式	9.3%
外国国債(為替ヘッジなし)	10.8%
合計	100.0%

・比率(当ファンドにおける実質組入比率)は対純資産総額比です。

*1 別途想定元本ベースでの金利スワップの組入:なし

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

3.運用実績

2020年12月末現在

●各マザーファンドの組入上位銘柄

1.ニッセイ安定収益追求マザーファンド

	銘柄	種別	比率
1	第173回 利付国債(20年)	国債	15.1%
2	第411回 利付国債(2年)	国債	6.3%
3	第410回 利付国債(2年)	国債	3.2%
4	第174回 利付国債(20年)	国債	2.8%
5	第68回 利付国債(30年)	国債	2.6%

・比率は対純資産総額比です。

2.ニッセイクレジットキャリマザーファンド

	銘柄	種別	比率
1	トヨタ クレジット カナダ	社債	2.5%
2	BHP BILLITON FINANCE LTD	社債	2.4%
3	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	社債	2.3%
4	三菱UFJフィナンシャル・グループ	社債	2.2%
5	ボーダフォン・グループ	社債	2.0%

・比率は対純資産総額比です。

❶ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同日の場合は、申込みの受付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。

申込単位

1円以上1円単位とします。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。ただし、ファンドが「ニッセイクレジットキャリマザーファンド」を購入する際には、信託財産留保額（当該マザーファンドの基準価額に0.05%をかけた額）をファンドからご負担いただきます。

その他

1．ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

2．詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

2【換金（解約）手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います（ただし、ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同日の場合は、換金の受付けを行いません）。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することおよび既に受付けた換金の受付けを取消することがあります。

換金単位

1口単位とします。

換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。ただし、ファンドが「ニッセイクレジットキャリーマザーファンド」を換金する際には、信託財産留保額（当該マザーファンドの基準価額に0.05%をかけた額）をファンドからご負担いただきます。

支払開始日

換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。
外国株式	金融商品取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

(9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限です。

(4)【計算期間】

毎年12月25日から翌年12月24日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

(5) 【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までにこの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該3.において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 前記2.から4.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2.から4.までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
6. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更等 2. 」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
8. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「 約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
9. 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までにお支払いします。

約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、約款は当該「 約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前記2.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当該

3. において同じ)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議に賛成するものとみなします。
4. 前記2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前記2.から5.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前記1.から6.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、前記1.から7.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求の不適用

ファンドは、受益者からの換金請求に対して、この信託契約の一部を解約することにより公正な価格をもって支払いに応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「約款の変更等」に規定する重大な約款の変更等を行う場合の書面決議において反対した受益者からの買取請求を受付けません。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ(<https://www.nam.co.jp/>)に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じてファンドの知っている受益者に交付します。
- ・ 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページ(<https://www.nam.co.jp/>)に掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 書面決議における議決権

委託会社が、書面決議において信託契約の解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます）または重大な約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。

(6) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

他の受益者の氏名または名称および住所

他の受益者が有する受益権の内容

第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2019年12月25日から2020年12月24日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【DCニッセイ安定収益追求ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第7期 (2019年12月24日現在)	第8期 (2020年12月24日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	30,335,628	24,221,795
コール・ローン	3,968,771,572	3,370,421,074
親投資信託受益証券	32,067,327,395	37,086,086,735
流動資産合計	36,066,434,595	40,480,729,604
資産合計	36,066,434,595	40,480,729,604
負債の部		
流動負債		
未払解約金	46,300,683	52,702,025
未払受託者報酬	9,549,655	10,852,541
未払委託者報酬	114,596,320	130,230,904
その他未払費用	895,098	998,592
流動負債合計	171,341,756	194,784,062
負債合計	171,341,756	194,784,062
純資産の部		
元本等		
元本	33,965,479,640	38,244,054,214
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,929,613,199	2,041,891,328
純資産合計	35,895,092,839	40,285,945,542
負債純資産合計	36,066,434,595	40,480,729,604

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第7期 (自2018年12月26日 至2019年12月24日)	第8期 (自2019年12月25日 至2020年12月24日)
営業収益		
受取利息	87,215	141,271
有価証券売買等損益	1,652,946,227	160,363,047
営業収益合計	1,653,033,442	160,504,318
営業費用		
支払利息	2,914,851	2,870,526
受託者報酬	18,039,492	20,939,324
委託者報酬	216,474,835	251,272,845
その他費用	2,057,835	2,109,435
営業費用合計	239,487,013	277,192,130
営業利益又は営業損失()	1,413,546,429	116,687,812
経常利益又は経常損失()	1,413,546,429	116,687,812
当期純利益又は当期純損失()	1,413,546,429	116,687,812
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	71,077,540	7,635,442
期首剰余金又は期首欠損金()	308,586,656	1,929,613,199
剰余金増加額又は欠損金減少額	307,212,567	399,262,503
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	307,212,567	399,262,503
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,654,913	177,932,004
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,654,913	177,932,004
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	1,929,613,199	2,041,891,328

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
---------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

項目	第7期 2019年12月24日現在	第8期 2020年12月24日現在
1 . 受益権総口数	33,965,479,640口	38,244,054,214口
2 . 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0568円 (10,568円)	1.0534円 (10,534円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第7期 自2018年12月26日 至2019年12月24日	第8期 自2019年12月25日 至2020年12月24日
1 . 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(667,532,302円)、収益調整金(1,071,220,574円)及び分配準備積立金(193,593,116円)より分配対象収益は1,932,345,992円(1口当たり0.056891円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,359,939,158円)及び分配準備積立金(789,017,884円)より分配対象収益は2,148,957,042円(1口当たり0.056191円)のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り(0円)としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第7期 自2018年12月26日 至2019年12月24日	第8期 自2019年12月25日 至2020年12月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期	第8期
	2019年12月24日現在	2020年12月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期	第8期
	2019年12月24日現在	2020年12月24日現在
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	1,652,946,227	160,363,047
合計	1,652,946,227	160,363,047

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第7期	第8期
	2019年12月24日現在	2020年12月24日現在
期首元本額	29,572,085,985円	33,965,479,640円
期中追加設定元本額	6,539,562,934円	7,418,748,680円
期中一部解約元本額	2,146,169,279円	3,140,174,106円

(4) 【附属明細表】（2020年12月24日現在）

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額又は口数	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ安定収益追求 マザーファンド	29,950,632,626	33,880,155,626	
	ニッセイクレジットキャリー マザーファンド	3,025,890,618	3,205,931,109	
親投資信託受益証券	合計	32,976,523,244	37,086,086,735	
合計		32,976,523,244	37,086,086,735	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

（参考）

開示対象ファンド（DCニッセイ安定収益追求ファンド）は、「ニッセイ安定収益追求 マザーファンド」受益証券及び「ニッセイクレジットキャリー マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの開示対象期間末日（以下、「計算日」という。）における各マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

「ニッセイ安定収益追求 マザーファンド」の状況

貸借対照表

（単位：円）

	2019年12月24日現在	2020年12月24日現在
資産の部		
流動資産		
預金	364,170,420	181,205,564
金銭信託	112,278,635	125,201,218
コール・ローン	14,689,271,027	17,421,533,728
株式	8,047,291,835	8,346,401,527
国債証券	23,582,285,864	21,980,560,057
投資信託受益証券	53,908,453	52,796,863
派生商品評価勘定	66,801,145	63,580,215
未収入金	7,206,218	37,487,733
未収配当金	4,056,381	4,500,536
未収利息	23,567,893	5,497,346
前払金	-	1,620,000
前払費用	8,953,331	3,715,073
差入委託証拠金	2,918,855,537	7,137,349,223
流動資産合計	49,878,646,739	55,361,449,083
資産合計	49,878,646,739	55,361,449,083
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	171,274,293	84,972,759
未払金	6,979,702	124,257,971
未払解約金	640,326	716,437
未払利息	303	-
受入担保金	80,000,000	-
その他未払費用	20,460	18,164
流動負債合計	258,915,084	209,965,331
負債合計	258,915,084	209,965,331
純資産の部		
元本等		
元本	44,049,977,038	48,756,707,495
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,569,754,617	6,394,776,257
純資産合計	49,619,731,655	55,151,483,752
負債純資産合計	49,878,646,739	55,361,449,083

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>国債証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。</p> <p>時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p> <p>投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	2019年12月24日現在	2020年12月24日現在
1. 受益権総口数	44,049,977,038口	48,756,707,495口
2. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.1264円 (11,264円)	1.1312円 (11,312円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年12月26日 至 2019年12月24日	自 2019年12月25日 至 2020年12月24日
----	--------------------------------	--------------------------------

1 . 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2 . 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引、債券先物取引、為替予約取引及び金利スワップ取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、株価、市場金利、為替相場及び金利の変動によるリスクを有しております。	同左
3 . 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年12月24日現在	2020年12月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2019年12月24日現在	2020年12月24日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	662,003,882	320,061,658
国債証券	28,846,403	992,492
投資信託受益証券	2,582,436	8,495,662
合計	693,432,721	312,558,488

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

通貨関連

種類	2019年12月24日 現在				2020年12月24日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	5,440,086,896	-	5,502,481,609	62,394,713	6,039,180,845	-	6,042,692,106	3,511,261
オーストラリア・ドル	1,372,696,620	-	1,404,221,514	31,524,894	-	-	-	-
ユーロ	3,510,232,296	-	3,534,437,662	24,205,366	5,499,366,345	-	5,501,763,333	2,396,988
香港・ドル	557,157,980	-	563,822,433	6,664,453	539,814,500	-	540,928,773	1,114,273
買 建	608,051,730	-	611,440,678	3,388,948	3,078,979,255	-	3,085,432,721	6,453,466
アメリカ・ドル	528,132,867	-	532,165,294	4,032,427	1,019,892,996	-	1,022,437,237	2,544,241
イギリス・ポンド	79,918,863	-	79,275,384	643,479	1,851,194,576	-	1,854,696,274	3,501,698
オーストラリア・ドル	-	-	-	-	207,891,683	-	208,299,210	407,527
合計	6,048,138,626	-	6,113,922,287	59,005,765	9,118,160,100	-	9,128,124,827	2,942,205

(注) 1. 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

2. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

金利関連

種類	2019年12月24日 現在				2020年12月24日 現在					
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超					1年超			
市場取引以外の取引										
スワップ取引										
受取固定・支払変動	1,008,000,000	1,008,000,000	1,070,427,060	62,427,060	-	-	-	-	-	-
合計	1,008,000,000	1,008,000,000	1,070,427,060	62,427,060	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 時価の算定方法

金利スワップ取引の評価においては、価格情報会社から提示された計算日に知りうる直近の日の価額に基づいております。

なお、価格情報会社から提示された価額は、受取スワップ金利と支払スワップ金利の現在価値の差に基づく価額であるため、受取スワップ金利に係る既計上未収利息と支払スワップ金利に係る既計上未払利息を控除した額を時価としております。

2. 契約額等は想定元本額であり、この金額自体が市場リスクを示すものではありません。

3. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

株式関連

種類	2019年12月24日 現在				2020年12月24日 現在					
	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち		時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超					1年超			
市場取引										
先物取引										
売 建	643,662,214	-	645,767,961	2,105,747	2,382,458,027	-	2,401,993,037	19,535,010		
合計	643,662,214	-	645,767,961	2,105,747	2,382,458,027	-	2,401,993,037	19,535,010		

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

債券関連

種類	2019年12月24日 現在			2020年12月24日 現在				
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
先物取引								
買 建	11,359,606,575	-	11,253,817,879	105,788,696	23,648,960,900	-	23,644,176,011	4,784,889
合計	11,359,606,575	-	11,253,817,879	105,788,696	23,648,960,900	-	23,644,176,011	4,784,889

(注) 1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 債券先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。

3. 評価損益は契約額等と時価の差額であります。なお、契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

4. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2019年12月24日現在	2020年12月24日現在
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	43,189,418,447円	44,049,977,038円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	6,322,520,933円	5,894,028,591円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	5,461,962,342円	1,187,298,134円
元本の内訳		
ファンド名		
DCニッセイ安定収益追求ファンド	27,156,733,584円	29,950,632,626円
ニッセイ・リスクコントロール・プロファンド(適格機関投資家限定)	9,272,948,579円	10,445,506,954円
ニッセイ安定収益追求ファンド	348,059,462円	296,679,429円
ニッセイ・リスク抑制型バランスファンド(適格機関投資家専用)	7,272,235,413円	8,063,888,486円
計	44,049,977,038円	48,756,707,495円

附属明細表（2020年12月24日現在）

第1 有価証券明細表
株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	長谷工コーポレーション	15,600	1,175.00	18,330,000	
	大和ハウス工業	9,500	2,960.50	28,124,750	
	協和エクシオ	9,300	2,826.00	26,281,800	
	NECネットエスアイ	14,700	1,817.00	26,709,900	
	日本M&Aセンター	4,900	6,810.00	33,369,000	
	夢真ホールディングス	18,000	695.00	12,510,000	
	日清オイリオグループ	4,400	3,060.00	13,464,000	
	ローソン	4,600	4,800.00	22,080,000	
	エービーシー・マート	3,000	5,440.00	16,320,000	
	太陽化学	1,400	1,749.00	2,448,600	
	日本たばこ産業	12,600	2,169.50	27,335,700	
	TOKAIホールディングス	16,800	1,012.00	17,001,600	
	セブン&アイ・ホールディングス	4,600	3,592.00	16,523,200	
	トーカロ	15,500	1,384.00	21,452,000	
	日産化学	7,000	6,160.00	43,120,000	
	大阪有機化学工業	12,100	3,060.00	37,026,000	
	三菱ケミカルホールディングス	35,300	610.60	21,554,180	
	アイカ工業	10,000	3,545.00	35,450,000	
	花王	3,700	7,876.00	29,141,200	
	武田薬品工業	14,900	3,731.00	55,591,900	
	第一三共	21,600	3,403.00	73,504,800	
	大塚ホールディングス	6,800	4,461.00	30,334,800	
	サカタインクス	14,400	1,163.00	16,747,200	
	ユー・エス・エス	11,900	2,036.00	24,228,400	
	ENEOSホールディングス	56,100	360.80	20,240,880	
	ブリヂストン	13,300	3,405.00	45,286,500	
	AGC	6,700	3,700.00	24,790,000	
	ニチアス	10,600	2,388.00	25,312,800	
	丸一鋼管	5,000	2,311.00	11,555,000	
	テクノプロ・ホールディングス	2,800	8,470.00	23,716,000	
	アマダ	20,700	1,073.00	22,211,100	
	小松製作所	13,400	2,744.50	36,776,300	
	日工	4,000	675.00	2,700,000	
	フジテック	11,600	2,146.00	24,893,600	
	ツバキ・ナカシマ	18,200	1,124.00	20,456,800	
	日本精工	21,300	896.00	19,084,800	
	日立製作所	5,900	4,039.00	23,830,100	
	富士電機	6,600	3,680.00	24,288,000	
	マブチモーター	8,500	4,430.00	37,655,000	
	日東工業	7,400	2,008.00	14,859,200	
	IDEC	10,600	1,784.00	18,910,400	
アズビル	11,600	5,340.00	61,944,000		
エスベック	8,000	1,986.00	15,888,000		
デンソー	6,500	5,876.00	38,194,000		
カシオ計算機	10,100	1,810.00	18,281,000		
ローム	3,000	9,660.00	28,980,000		
村田製作所	7,100	8,871.00	62,984,100		
全国保証	6,400	4,590.00	29,376,000		
トヨタ自動車	12,300	7,743.00	95,238,900		

本田技研工業	6,800	2,946.00	20,032,800
S U B A R U	21,700	2,058.50	44,669,450
アズワン	2,200	16,260.00	35,772,000
V Tホールディングス	54,400	399.00	21,705,600
ニホンフラッシュ	12,400	1,290.00	15,996,000
バンダイナムコホールディングス	4,000	8,902.00	35,608,000
バルカー	6,600	2,013.00	13,285,800
伊藤忠商事	20,200	2,894.50	58,468,900
東京エレクトロン	2,100	36,500.00	76,650,000
三菱商事	7,000	2,544.00	17,808,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	76,900	452.50	34,797,250
りそなホールディングス	40,900	355.90	14,556,310
三井住友フィナンシャルグループ	14,000	3,147.00	44,058,000
オリックス	23,100	1,525.00	35,227,500
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	12,000	3,032.00	36,384,000
東京海上ホールディングス	9,600	5,195.00	49,872,000
イオンモール	16,000	1,664.00	26,624,000
西日本旅客鉄道	4,100	5,108.00	20,942,800
山九	4,500	3,795.00	17,077,500
近鉄エクスプレス	12,300	2,449.00	30,122,700
コネクシオ	8,000	1,438.00	11,504,000
日本電信電話	29,200	2,640.00	77,088,000
K D D I	17,900	3,039.00	54,398,100
東京瓦斯	18,700	2,308.50	43,168,950
メイテック	3,800	5,140.00	19,532,000
イエローハット	10,700	1,635.00	17,494,500
因幡電機産業	4,900	2,559.00	12,539,100
日本円 小計	1,004,300		2,281,484,770
アメリカ・ドル			
3M CO	370	173.99	64,376.30
ABBOTT LABORATORIES	1,133	107.45	121,740.85
ABBVIE INC	1,060	103.28	109,476.80
ACCENTURE PLC	390	257.44	100,401.60
ACTIVISION BLIZZARD INC	490	90.21	44,202.90
ADOBE INC	290	496.91	144,103.90
ADVANCED MICRO DEVICES INC	886	91.55	81,113.30
AFLAC INC	647	43.53	28,163.91
AGILENT TECHNOLOGIES INC	341	117.30	39,999.30
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	177	266.25	47,126.25
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	200	153.24	30,648.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	75	525.00	39,375.00
ALLEGHANY CORP	39	597.34	23,296.26
ALLIANT ENERGY CORP	612	49.54	30,318.48
ALLSTATE CORP	269	105.99	28,511.31
ALPHABET INC-CL A	168	1,728.23	290,342.64
ALPHABET INC-CL C	202	1,732.38	349,940.76
ALTRIA GROUP INC	1,276	42.87	54,702.12
AMAZON.COM INC	255	3,185.27	812,243.85
AMCOR PLC	1,844	11.56	21,316.64

AMERICAN ELECTRIC POWER CO INC	366	80.71	29,539.86	
AMERICAN EXPRESS CO	490	116.95	57,305.50	
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	532	37.44	19,918.08	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	197	188.54	37,142.38	
AMGEN INC	397	222.94	88,507.18	
AMPHENOL CORP-CL A	334	128.76	43,005.84	
ANALOG DEVICES INC	281	143.22	40,244.82	
ANTHEM INC	148	308.35	45,635.80	
AON PLC	175	207.90	36,382.50	
APPLE INC	10,732	130.96	1,405,462.72	
APPLIED MATERIALS INC	621	84.03	52,182.63	
APTIV PLC	263	128.35	33,756.05	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	674	49.35	33,261.90	
AT&T INC	4,531	28.75	130,266.25	
ATMOS ENERGY CORP	260	92.03	23,927.80	
AUTODESK INC	171	300.18	51,330.78	
AUTOMATIC DATA PROCESSING INC	269	175.19	47,126.11	
AUTOZONE INC	20	1,192.99	23,859.80	
BALL CORP	365	91.61	33,437.65	
BANK OF AMERICA CORP	5,469	30.05	164,343.45	
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	524	40.98	21,473.52	
BAXTER INTERNATIONAL INC	347	78.75	27,326.25	
BECTON DICKINSON & CO	200	244.25	48,850.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	777	224.24	174,234.48	
BEST BUY CO INC	269	102.34	27,529.46	
BIOGEN INC	133	251.20	33,409.60	
BLACKROCK INC	64	703.64	45,032.96	
BLACKSTONE GROUP INC/THE-A	450	65.05	29,272.50	
BOEING CO	358	219.69	78,649.02	
BOOKING HOLDINGS INC	25	2,100.85	52,521.25	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	961	34.37	33,029.57	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,481	61.00	90,341.00	
BROADCOM INC	234	425.46	99,557.64	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	345	96.82	33,402.90	
CARMAX INC	180	93.18	16,772.40	
CARRIER GLOBAL CORP	476	38.16	18,164.16	
CATERPILLAR INC	328	178.42	58,521.76	
CENTENE CORP	539	58.68	31,628.52	
CERNER CORP	373	77.69	28,978.37	
CHARLES SCHWAB CORP	758	52.35	39,681.30	
CHARTER COMMUNICATIONS-CL A	100	647.44	64,744.00	
CHEVRON CORP	1,166	85.69	99,914.54	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	24	1,410.99	33,863.76	
CHUBB LTD	349	151.06	52,719.94	
CHURCH & DWIGHT CO INC	225	86.94	19,561.50	
CIGNA CORP	277	198.98	55,117.46	

CISCO SYSTEMS INC	2,753	44.37	122,164.37	
CITIGROUP INC	1,301	60.78	79,074.78	
CLOROX CO	131	202.33	26,505.23	
CME GROUP INC	202	180.34	36,428.68	
CMS ENERGY CORP	746	57.61	42,977.06	
COCA-COLA CO	2,444	53.08	129,727.52	
COGNIZANT TECHNOLOGY SOLUTIONS CORP	369	80.99	29,885.31	
COLGATE-PALMOLIVE CO	615	84.43	51,924.45	
COMCAST CORP	2,947	50.03	147,453.14	
CONOCOPHILLIPS	866	40.08	34,709.28	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	124	215.48	26,719.52	
COPART INC	211	123.35	26,026.85	
CORNING INC	712	36.35	25,881.20	
CORTEVA INC	648	39.18	25,388.64	
COSTAR GROUP INC	40	907.75	36,310.00	
COSTCO WHOLESALE CORP	246	361.89	89,024.94	
CSX CORP	539	89.67	48,332.13	
CUMMINS INC	131	224.22	29,372.82	
CVS HEALTH CORP	761	68.01	51,755.61	
DANAHER CORP	366	220.57	80,728.62	
DEERE & CO	195	267.94	52,248.30	
DEXCOM INC	67	355.99	23,851.33	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	324	88.37	28,631.88	
DOLLAR GENERAL CORP	196	211.17	41,389.32	
DOLLAR TREE INC	185	107.62	19,909.70	
DOMINION ENERGY INC	457	74.04	33,836.28	
DOW INC	648	54.75	35,478.00	
DR HORTON INC	479	70.75	33,889.25	
DUKE ENERGY CORP	506	89.04	45,054.24	
DUPONT DE NEMOURS INC	637	69.18	44,067.66	
DXC TECHNOLOGY CO	439	22.89	10,048.71	
EATON CORP PLC	332	117.02	38,850.64	
EATON VANCE CORP	619	67.73	41,924.87	
EBAY INC	566	51.13	28,939.58	
ECOLAB INC	223	213.32	47,570.36	
EDISON INTERNATIONAL	287	61.30	17,593.10	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	429	88.28	37,872.12	
ELECTRONIC ARTS INC	211	141.51	29,858.61	
ELI LILLY & CO	608	165.48	100,611.84	
EMERSON ELECTRIC CO	568	80.02	45,451.36	
ENTERGY CORP	284	95.47	27,113.48	
EOG RESOURCES INC	627	50.08	31,400.16	
ESTEE LAUDER COS INC	165	259.63	42,838.95	
EXELON CORP	628	41.71	26,193.88	
EXPEDIA GROUP INC	186	126.49	23,527.14	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASHINGTON INC	334	94.51	31,566.34	
EXXON MOBIL CORP	2,481	41.77	103,631.37	
FACEBOOK INC-A	1,489	268.11	399,215.79	
FEDEX CORP	219	270.71	59,285.49	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	380	134.71	51,189.80	
FIFTH THIRD BANCORP	1,057	27.73	29,310.61	

FIRST REPUBLIC BANK/CA	205	140.46	28,794.30
FISERV INC	379	110.64	41,932.56
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	79	269.65	21,302.35
FORD MOTOR CO	2,600	8.99	23,374.00
FORTIVE CORP	295	69.35	20,458.25
FOX CORP - CLASS A	555	28.11	15,601.05
GARMIN LTD	340	120.24	40,881.60
GARTNER INC	162	157.04	25,440.48
GENERAL DYNAMICS CORP	183	148.15	27,111.45
GENERAL ELECTRIC CO	6,271	10.86	68,103.06
GENERAL MILLS INC	465	58.99	27,430.35
GENERAL MOTORS CO	1,166	42.45	49,496.70
GENUINE PARTS CO	237	99.40	23,557.80
GILEAD SCIENCES INC	777	57.38	44,584.26
GLOBAL PAYMENTS INC	245	200.26	49,063.70
GOLDMAN SACHS GROUP INC	185	256.45	47,443.25
HALLIBURTON CO	1,323	19.48	25,772.04
HCA HEALTHCARE INC	184	165.86	30,518.24
HESS CORP	371	54.20	20,108.20
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	1,592	11.75	18,706.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	241	106.51	25,668.91
HOME DEPOT INC	652	269.81	175,916.12
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	458	209.99	96,175.42
HP INC	1,194	24.21	28,906.74
HUMANA INC	92	405.09	37,268.28
HUNTINGTON BANCSHARES INC	1,936	12.45	24,103.20
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	100	166.55	16,655.00
IAC/INTERACTIVECORP	85	178.37	15,161.45
IDEXX LABORATORIES INC	120	493.68	59,241.60
IHS MARKIT LTD	545	85.60	46,652.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	218	201.98	44,031.64
ILLUMINA INC	105	366.52	38,484.60
INCYTE CORP	255	87.93	22,422.15
INGERSOLL-RAND INC	182	45.76	8,328.32
INTEL CORP	2,796	46.57	130,209.72
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	431	112.18	48,349.58
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	581	123.90	71,985.90
INTERNATIONAL PAPER CO	553	49.55	27,401.15
INTUIT INC	203	376.92	76,514.76
INTUITIVE SURGICAL INC	77	809.65	62,343.05
IQVIA HOLDINGS INC	165	175.55	28,965.75
JOHNSON & JOHNSON	1,607	151.94	244,167.58
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	810	45.92	37,195.20
JPMORGAN CHASE & CO	1,934	125.07	241,885.38
KEYCORP	1,448	16.33	23,645.84
KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	177	130.42	23,084.34
KIMBERLY-CLARK CORP	234	133.50	31,239.00

KINDER MORGAN INC	1,284	13.83	17,757.72
KLA CORPORATION	113	252.79	28,565.27
KRAFT HEINZ CO/THE	607	34.80	21,123.60
KROGER CO	643	31.39	20,183.77
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	186	185.85	34,568.10
LAM RESEARCH CORP	95	471.13	44,757.35
LAS VEGAS SANDS CORP	276	57.19	15,784.44
LENNAR CORP-CL A	276	78.57	21,685.32
LINDE PLC	348	255.10	88,774.80
LOWE'S COS INC	453	162.43	73,580.79
LULULEMON ATHLETICA INC	121	355.13	42,970.73
LYONDELLBASELL INDU-CL A	252	90.63	22,838.76
MARATHON PETROLEUM CORP	467	41.31	19,291.77
MARRIOTT INTERNATIONAL INC	210	128.61	27,008.10
MARSH & MCLENNAN COS INC	388	113.69	44,111.72
MASTERCARD INC-CLASS A	567	329.23	186,673.41
MATCH GROUP INC	183	153.39	28,070.37
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	230	92.98	21,385.40
MCDONALD'S CORP	451	212.02	95,621.02
MCKESSON CORP	146	170.07	24,830.22
MEDTRONIC PLC	825	113.94	94,000.50
MERCADOLIBRE INC	44	1,670.01	73,480.44
MERCK & CO INC	1,630	79.76	130,008.80
METLIFE INC	487	46.13	22,465.31
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	29	1,126.10	32,656.90
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	219	136.00	29,784.00
MICRON TECHNOLOGY INC	719	69.95	50,294.05
MICROSOFT CORP	4,312	221.02	953,038.24
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	1,066	57.35	61,135.10
MONSTER BEVERAGE CORP	340	88.94	30,239.60
MOODY'S CORP	134	275.70	36,943.80
MORGAN STANLEY	809	68.21	55,181.89
MOTOROLA SOLUTIONS INC	142	168.61	23,942.62
MSCI INC	80	428.63	34,290.40
NETAPP INC	292	66.17	19,321.64
NETFLIX INC	263	514.48	135,308.24
NEWMONT CORP	711	59.78	42,503.58
NEXTERA ENERGY INC	1,180	74.33	87,709.40
NIKE INC	877	141.76	124,323.52
NISOURCE INC	824	21.91	18,053.84
NORFOLK SOUTHERN CORP	195	233.12	45,458.40
NORTHERN TRUST CORP	216	91.99	19,869.84
NORTHROP GRUMMAN CORP	147	300.66	44,197.02
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDIN	433	24.50	10,608.50
NUCOR CORP	489	52.57	25,706.73
NVIDIA CORP	353	520.37	183,690.61
NXP SEMICONDUCTORS NV	784	156.86	122,978.24

O'REILLY AUTOMOTIVE INC	56	457.93	25,644.08	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	925	17.89	16,548.25	
OMNICOM GROUP	398	61.28	24,389.44	
ONEOK INC	300	38.80	11,640.00	
ORACLE CORP	1,348	65.30	88,024.40	
OTIS WORLDWIDE CORP	238	65.63	15,619.94	
PACCAR INC	330	85.09	28,079.70	
PALO ALTO NETWORKS INC	113	364.82	41,224.66	
PARKER HANNIFIN CORP	148	269.40	39,871.20	
PAYCHEX INC	342	94.40	32,284.80	
PAYPAL HOLDINGS INC	780	239.44	186,763.20	
PEPSICO INC	846	144.41	122,170.86	
PFIZER INC	3,307	37.44	123,814.08	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	936	82.20	76,939.20	
PHILLIPS 66	393	69.36	27,258.48	
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	180	113.12	20,361.60	
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	291	146.70	42,689.70	
PPG INDUSTRIES INC	284	143.87	40,859.08	
PROCTER & GAMBLE CO	1,538	136.34	209,690.92	
PROGRESSIVE CORP	430	97.51	41,929.30	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	301	76.79	23,113.79	
QUALCOMM INC	729	146.96	107,133.84	
QUEST DIAGNOSTICS	172	120.83	20,782.76	
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	1,020	70.72	72,134.40	
REGENERON PHARMACEUTICALS	77	492.19	37,898.63	
REGIONS FINANCIAL CORP	1,624	15.94	25,886.56	
RESMED INC	167	209.98	35,066.66	
ROCKWELL AUTOMATION INC	152	248.03	37,700.56	
ROKU INC	100	360.56	36,056.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	86	419.46	36,073.56	
ROSS STORES INC	271	118.14	32,015.94	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	220	71.42	15,712.40	
S&P GLOBAL INC	156	313.63	48,926.28	
SALESFORCE.COM INC	565	227.43	128,497.95	
SCHLUMBERGER LTD	1,496	21.92	32,792.32	
SEMPRA ENERGY	250	125.95	31,487.50	
SERVICENOW INC	141	550.06	77,558.46	
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	58	724.45	42,018.10	
SOUTHERN CO	629	59.38	37,350.02	
SPLUNK INC	131	182.55	23,914.05	
SQUARE INC - A	284	230.68	65,513.12	
STANLEY BLACK & DECKER INC	174	177.90	30,954.60	
STARBUCKS CORP	855	102.06	87,261.30	
STATE STREET CORP	365	71.58	26,126.70	
STRYKER CORP	263	236.33	62,154.79	
SYNCHRONY FINANCIAL	816	34.13	27,850.08	
SYNOPSIS INC	270	254.70	68,769.00	

SYSCO CORP	333	72.87	24,265.71	
T ROWE PRICE GROUP INC	190	147.84	28,089.60	
T-MOBILE US INC	237	132.23	31,338.51	
TARGET CORP	300	174.91	52,473.00	
TE CONNECTIVITY LTD	277	119.65	33,143.05	
TESLA, INC.	470	645.98	303,610.60	
TEXAS INSTRUMENTS INC	619	160.98	99,646.62	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	261	458.34	119,626.74	
TIFFANY & CO	144	131.15	18,885.60	
TJX COS INC	795	67.34	53,535.30	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	207	142.50	29,497.50	
TRANSDIGM GROUP INC	46	611.90	28,147.40	
TRAVELERS COS INC/THE	187	137.95	25,796.65	
TRUIST FINANCIAL CORP	877	47.29	41,473.33	
TWITTER INC	747	54.30	40,562.10	
TYSON FOODS INC-CL A	242	64.55	15,621.10	
UNION PACIFIC CORP	416	201.17	83,686.72	
UNITED PARCEL SERVICE INC	419	172.64	72,336.16	
UNITEDHEALTH GROUP INC	586	337.59	197,827.74	
US BANCORP	1,054	46.73	49,253.42	
VALERO ENERGY CORP	298	55.79	16,625.42	
VEEVA SYSTEMS INC- CLASS A	113	285.18	32,225.34	
VERISIGN INC	150	214.01	32,101.50	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	2,524	58.96	148,815.04	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	227	235.84	53,535.68	
VF CORP	355	84.27	29,915.85	
VIACOMCBS INC	1,000	35.95	35,950.00	
VIATRIS INC	410	17.88	7,330.80	
VISA INC-CLASS A SHARES	1,072	205.30	220,081.60	
VONTIER CORP	118	34.15	4,029.70	
VULCAN MATERIALS CO	163	142.71	23,261.73	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	521	39.87	20,772.27	
WALMART INC	825	143.22	118,156.50	
WALT DISNEY CO	1,131	173.55	196,285.05	
WASTE CONNECTIONS INC	490	101.23	49,602.70	
WASTE MANAGEMENT INC	417	116.25	48,476.25	
WATERS CORP	97	246.31	23,892.07	
WEC ENERGY GROUP INC	448	88.68	39,728.64	
WELLS FARGO & CO	2,492	30.35	75,632.20	
WESTERN DIGITAL CORP	326	49.93	16,277.18	
WILLIAMS COS INC	1,483	20.75	30,772.25	
WORKDAY INC-CLASS A	165	248.76	41,045.40	
XILINX INC	205	141.99	29,107.95	
XYLEM INC	221	99.73	22,040.33	
YUM! BRANDS INC	330	106.79	35,240.70	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	164	148.98	24,432.72	
ZOETIS INC	340	159.85	54,349.00	
アメリカ・ドル	小計	188,716	19,882,584.61 (2,060,432,244)	
イギリス・ポンド	ANGLO AMERICAN PLC	3,520	24.62	86,662.40

ASTRAZENECA PLC	2,537	72.24	183,272.88	
AVIVA PLC	15,613	3.26	50,898.38	
BAE SYSTEMS PLC	9,507	5.01	47,649.08	
BARCLAYS PLC	47,393	1.51	71,942.57	
BHP GROUP PLC	4,250	19.66	83,555.00	
BP PLC	40,555	2.65	107,754.63	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	4,330	27.14	117,516.20	
BT GROUP PLC	26,745	1.36	36,587.16	
COMPASS GROUP PLC	3,876	13.96	54,128.34	
CRODA INTERNATIONAL PLC	1,196	64.16	76,735.36	
DIAGEO PLC	4,812	29.32	141,111.90	
EXPERIAN PLC	3,020	27.79	83,925.80	
GLAXOSMITHKLINE PLC	9,755	13.37	130,463.37	
GLENORE PLC	25,885	2.36	61,218.02	
HSBC HOLDINGS PLC	34,734	3.85	134,003.77	
IMPERIAL BRANDS PLC	2,798	15.40	43,089.20	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	1,119	46.87	52,447.53	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	21,943	2.59	57,007.91	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	158,571	0.37	58,829.84	
LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	890	89.00	79,210.00	
NATIONAL GRID PLC	7,694	8.59	66,091.46	
PRUDENTIAL PLC	6,078	13.55	82,387.29	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	1,544	64.52	99,618.88	
RELX PLC	4,672	17.81	83,208.32	
RIO TINTO PLC	2,517	56.00	140,952.00	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	7,035	1.15	8,132.46	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	14,481	12.91	186,949.71	
RSA INSURANCE GROUP PLC	12,810	6.79	87,005.52	
SMITH & NEPHEW PLC	3,130	15.42	48,264.60	
SSE PLC	3,921	15.16	59,461.96	
STANDARD CHARTERED PLC	8,156	4.72	38,496.32	
TESCO PLC	25,688	2.26	58,106.25	
UNILEVER PLC	2,036	43.11	87,771.96	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	5,354	9.00	48,196.70	
VODAFONE GROUP PLC	59,916	1.23	73,696.68	
イギリス・ポンド 小計	588,081		2,926,349.45 (410,391,246)	
オーストラリア・ドル				
AFTERPAY LTD	3,759	114.99	432,247.41	
AGL ENERGY LTD	7,829	12.04	94,261.16	
AMP LTD	74,095	1.58	117,070.10	
AMPOL LTD	8,381	28.17	236,092.77	
ARISTOCRAT LEISURE LTD	10,137	31.23	316,578.51	
AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANKING GROUP	36,548	23.10	844,258.80	
BHP GROUP LIMITED	37,495	42.45	1,591,662.75	
BRAMBLES LTD	22,711	10.83	245,960.13	
CIMIC GROUP LIMITED	5,897	25.07	147,837.79	

	COCA-COLA AMATIL LIMITED	29,798	12.97	386,480.06	
	COCHLEAR LTD	1,091	193.30	210,890.30	
	COLES GROUP LTD	17,065	18.44	314,678.60	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	21,959	83.18	1,826,549.62	
	CROWN RESORTS LTD	20,361	9.66	196,687.26	
	CSL LIMITED	5,692	289.52	1,647,947.84	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	22,658	23.47	531,783.26	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	13,570	38.64	524,344.80	
	MACQUARIE GROUP LTD	3,746	138.88	520,244.48	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	36,369	22.98	835,759.62	
	NEWCREST MINING LIMITED	13,556	26.17	354,760.52	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	8,074	12.52	101,086.48	
	ORICA LTD	10,964	15.61	171,148.04	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	23,170	4.79	110,984.30	
	QANTAS AIRWAYS LTD	45,113	4.91	221,504.83	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	25,577	8.80	225,077.60	
	RIO TINTO LTD	4,810	114.85	552,428.50	
	SANTOS LTD	24,057	6.21	149,393.97	
	TABCORP HOLDINGS LTD	45,990	3.97	182,580.30	
	TELSTRA CORP LTD	102,883	3.01	309,677.83	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	18,456	9.30	171,640.80	
	WESFARMERS LIMITED	16,107	51.24	825,322.68	
	WESTPAC BANKING CORP	42,210	19.56	825,627.60	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	13,203	22.57	297,991.71	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	17,403	39.79	692,465.37	
	オーストラリア・ドル 小計	790,734		16,213,025.79 (1,274,019,567)	
カナダ・ドル	ALIMENTATION COUCHE-TARD -B	718	44.22	31,749.96	
	BANK OF MONTREAL	431	97.33	41,949.23	
	BANK OF NOVA SCOTIA	626	68.43	42,837.18	
	BARRICK GOLD CORP	1,895	29.39	55,694.05	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT INC	1,137	51.81	58,907.97	
	CAE INC	862	34.83	30,023.46	
	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	325	112.26	36,484.50	
	CANADIAN NATIONAL RAILWAY CO	469	140.01	65,664.69	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	943	30.93	29,166.99	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	127	439.08	55,763.16	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	23	1,687.22	38,806.06	
	ENBRIDGE INC	1,260	41.28	52,012.80	
	FORTIS INC	841	52.24	43,933.84	
	FRANCO-NEVADA CORP	296	166.72	49,349.12	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	1,332	22.49	29,956.68	

	NATIONAL BANK OF CANADA	727	71.69	52,118.63	
	NUTRIEN LTD	541	60.42	32,687.22	
	PEMBINA PIPELINE CORP	650	31.10	20,215.00	
	POWER CORP OF CANADA	900	29.20	26,280.00	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	404	78.14	31,568.56	
	ROYAL BANK OF CANADA	729	104.86	76,442.94	
	SHOPIFY INC - CLASS A	95	1,542.46	146,533.70	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	604	56.00	33,824.00	
	SUNCOR ENERGY INC	1,483	22.08	32,744.64	
	TC ENERGY CORP	649	52.83	34,286.67	
	TORONTO-DOMINION BANK	892	71.73	63,983.16	
カナダ・ドル 小計		18,959		1,212,984.21 (97,875,696)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND LTD	119,300	3.23	385,339.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	21,200	25.07	531,484.00	
	KEPPEL CORP LTD	28,000	5.37	150,360.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	38,900	10.01	389,389.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	123,200	2.32	285,824.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	19,900	22.63	450,337.00	
シンガポール・ドル 小計		350,500		2,192,733.00 (170,770,046)	
スイス・フラン	ABB LTD	4,734	24.39	115,462.26	
	ALCON INC	1,203	57.38	69,028.14	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	1	87,900.00	87,900.00	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	1,567	79.06	123,887.02	
	CREDIT SUISSE GROUP AG	8,342	11.35	94,723.41	
	GEBERIT AG-REG	196	540.20	105,879.20	
	LAFARGEHOLCIM LTD-REG	1,718	48.05	82,549.90	
	LONZA GROUP AG	239	554.00	132,406.00	
	NESTLE SA	5,474	101.24	554,187.76	
	NOVARTIS AG	4,215	78.57	331,172.55	
	ROCHE HOLDING AG	1,311	301.50	395,266.50	
	SWATCH GROUP AG	307	238.00	73,066.00	
	SWISS PRIME SITE-REG	809	85.45	69,129.05	
	SWISS RE AG	945	82.28	77,754.60	
	UBS GROUP AG	8,663	12.53	108,547.39	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	334	367.10	122,611.40		
スイス・フラン 小計		40,058		2,543,571.18 (297,063,678)	
スウェーデン・クローナ	ASSA ABLOY AB	3,770	201.80	760,786.00	
	ATLAS COPCO AB	2,681	369.20	989,825.20	
	HEXAGON AB-B SHS	994	734.60	730,192.40	
	NORDEA BANK ABP	9,907	67.27	666,443.89	
	SANDVIK AB	4,346	200.90	873,111.40	
	TELEFONAKTIEBOLAGET LM ERICSSON	8,905	98.04	873,046.20	
	VOLVO AB	5,115	194.45	994,611.75	
スウェーデン・クローナ 小計		35,718		5,888,016.84 (73,717,970)	

デンマーク・クロネ	CARLSBERG AS-B	677	952.80	645,045.60	
	DSV PANALPINA A/S	791	1,015.50	803,260.50	
	GENMAB A/S	300	2,384.00	715,200.00	
	NOVO-NORDISK A/S	3,723	426.00	1,585,998.00	
	TRYGVESTA AS	2,969	187.80	557,578.20	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	614	1,391.00	854,074.00	
デンマーク・クロネ 小計		9,074		5,161,156.30 (87,739,657)	
ニュージーランド・ドル	A2 MILK CO LTD	11,846	11.89	140,848.94	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	11,560	33.90	391,884.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	41,136	7.20	296,179.20	
ニュージーランド・ドル 小計		64,542		828,912.14 (60,999,644)	
ノルウェー・クロネ	MOWI ASA	2,703	187.95	508,028.85	
	TELENOR ASA	3,734	144.40	539,189.60	
ノルウェー・クロネ 小計		6,437		1,047,218.45 (12,566,621)	
ユーロ	ADIDAS AG	413	293.60	121,256.80	
	AIR LIQUIDE	1,122	134.50	150,909.00	
	AIRBUS SE	1,261	91.95	115,948.95	
	AKZO NOBEL NV	1,125	87.60	98,550.00	
	ALLIANZ SE	657	199.88	131,321.16	
	AMADEUS IT GROUP SA	1,232	58.98	72,663.36	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	1,596	58.54	93,429.84	
	ASML HOLDING NV	791	390.25	308,687.75	
	AXA SA	4,234	19.59	82,977.93	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA SA	20,885	4.08	85,231.68	
	BANCO SANTANDER SA	38,863	2.61	101,782.19	
	BASF SE	1,858	64.69	120,194.02	
	BAYER AG	1,984	48.18	95,589.12	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	1,062	73.38	77,929.56	
	BNP PARIBAS	2,556	43.83	112,042.26	
	BRENNTAG AG	1,654	64.08	105,988.32	
	CAPGEMINI SA	588	122.30	71,912.40	
	CIE DE SAINT-GOBAIN	1,901	37.69	71,648.69	
	CONTINENTAL AG	540	121.65	65,691.00	
	CRH PLC	2,411	34.53	83,251.83	
	DAIMLER AG	2,271	58.52	132,898.92	
	DANONE	1,579	53.80	84,950.20	
	DASSAULT SYSTEMES SA	440	165.00	72,600.00	
	DEUTSCHE BANK AG	6,148	8.98	55,227.48	
	DEUTSCHE BOERSE AG	599	138.20	82,781.80	
	DEUTSCHE POST AG	2,598	40.00	103,920.00	
	DEUTSCHE TELEKOM AG	7,038	14.80	104,162.40	
	E.ON SE	6,249	8.96	56,041.03	
	ELISA OYJ	1,218	44.65	54,383.70	
	ENEL SPA	16,917	8.27	139,920.50	
ENGIE	4,595	12.69	58,310.55		
ENI-ENTE NAZIONALE IDROCARBURI SPA	5,364	8.58	46,044.57		
ESSILORLUXOTTICA	779	128.10	99,789.90		

	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	1,068	82.22	87,810.96	
	HENKEL AG & CO KGAA	732	78.15	57,205.80	
	IBERDROLA SA	12,140	11.47	139,306.50	
	INDITEX SA	2,513	25.87	65,011.31	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	3,557	31.28	111,262.96	
	ING GROEP NV-CVA	10,782	7.85	84,671.04	
	INTESA SANPAOLO	48,796	1.91	93,346.74	
	KERING	185	554.10	102,508.50	
	KERRY GROUP PLC-A	628	120.50	75,674.00	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	3,970	23.16	91,945.20	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	2,707	43.95	118,972.65	
	L'OREAL SA	455	303.70	138,183.50	
	LEGRAND SA	1,438	73.08	105,089.04	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	536	496.10	265,909.60	
	MICHELIN (C.G.D.E.)	683	105.45	72,022.35	
	MTU AERO ENGINES HOLDING AG	280	216.90	60,732.00	
	MUENCHENER RUECKVERSICHERUNGS AG	375	241.80	90,675.00	
	NOKIA OYJ	18,566	3.17	59,021.31	
	ORANGE S.A.	6,383	9.75	62,234.25	
	PERNOD-RICARD	587	157.20	92,276.40	
	PROSUS	1,040	90.38	93,995.20	
	PUBLICIS GROUPE	1,694	41.37	70,080.78	
	REPSOL SA	5,821	8.20	47,732.20	
	REPSOL SA-RTS	5,821	0.27	1,618.23	
	RWE AG	1,741	33.80	58,845.80	
	SAFRAN SA	820	119.10	97,662.00	
	SANOFI	2,225	78.31	174,239.75	
	SAP SE	1,866	103.76	193,616.16	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,249	116.65	145,695.85	
	SIEMENS AG	1,445	117.00	169,065.00	
	SIEMENS ENERGY AG	722	28.21	20,367.62	
	SOCIETE GENERALE	2,404	17.26	41,493.04	
	TELEFONICA SA	15,017	3.29	49,496.03	
	TELEFONICA SA-RTS	15,017	0.18	2,733.09	
	TERNA SPA	12,018	6.16	74,078.95	
	TOTAL SE	4,085	35.86	146,508.52	
	UNICREDIT SPA	7,765	7.69	59,728.38	
	UNILEVER NV	2,872	47.72	137,051.84	
	UPM-KYMMENE OYJ	2,290	29.85	68,356.50	
	VINCI SA	1,268	82.92	105,142.56	
	VIVENDI SA	3,154	26.14	82,445.56	
	VOLKSWAGEN AG	418	152.46	63,728.28	
	VONOVIA SE	1,434	58.34	83,659.56	
	WOLTERS KLUWER NV	1,735	68.80	119,368.00	
ユーロ	小計	352,830		7,338,604.92 (927,819,821)	
香港・ドル	AIA GROUP LTD	145,800	90.25	13,158,450.00	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	44,000	23.20	1,020,800.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	38,000	39.25	1,491,500.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	33,000	53.15	1,753,950.00	
	CLP HOLDINGS LTD	43,500	71.15	3,095,025.00	

GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LTD	31,000	56.85	1,762,350.00	
HANG LUNG PROPERTIES LTD	56,000	19.56	1,095,360.00	
HANG SENG BANK LTD	14,400	131.60	1,895,040.00	
HENDERSON LAND DEVELOPMENT	55,510	29.80	1,654,198.00	
HONG KONG & CHINA GAS	145,425	11.36	1,652,028.00	
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	14,600	403.80	5,895,480.00	
MTR CORP	54,500	43.30	2,359,850.00	
POWER ASSETS HOLDINGS LTD	33,500	40.45	1,355,075.00	
SANDS CHINA LTD	34,400	33.05	1,136,920.00	
SUN HUNG KAI PROPERTIES LTD	24,500	99.95	2,448,775.00	
SWIRE PACIFIC LTD	27,500	43.05	1,183,875.00	
WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	33,000	38.90	1,283,700.00	
香港・ドル 小計	828,635		44,242,376.00 (591,520,567)	
合計	4,278,584		8,346,401,527 (6,064,916,757)	

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額又は口数	評価額	備考	
国債証券	日本円	第410回 利付国債 (2年)	5,675,600,000	5,691,321,412		
		第411回 利付国債 (2年)	3,477,700,000	3,487,820,107		
		第68回 利付国債(30年)	1,449,800,000	1,442,507,506		
		第171回 利付国債 (20年)	988,000,000	975,729,040		
		第173回 利付国債 (20年)	8,345,500,000	8,375,710,710		
		第174回 利付国債 (20年)	1,527,800,000	1,532,001,450		
	日本円 小計			21,464,400,000	21,505,090,225	
	オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT 3.75 2037/04/21	1,982,000.00	2,659,844.00		
	オーストラリア・ドル 小計			1,982,000.00	2,659,844.00 (209,010,542)	
	ユーロ	FRANCE (GOVT OF) 0.75 2028/05/25	930,000.00	1,016,471.40		
		FRANCE (GOVT OF) 1.25 2034/05/25	920,000.00	1,091,092.40		
	ユーロ 小計			1,850,000.00	2,107,563.80 (266,459,291)	
	国債証券 合計				21,980,560,057 (475,469,832)	
投資信託受益証券	アメリカ・ドル	VANGUARD REAL ESTATE ETF	6,030.00	509,474.70		
	アメリカ・ドル 小計		6,030.00	509,474.70 (52,796,863)		
投資信託受益証券 合計				52,796,863 (52,796,863)		
合計				22,033,356,920 (528,266,695)		

(注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 2. 種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注) 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	組入 投資信託 受益証券 時価比率	有価証券の合計金額 に対する比率
アメリカ・ドル	株式 305銘柄	3.74%	-%	-%	6.96%
	投資信託 受益証券 1銘柄	-%	-%	0.10%	
イギリス・ポンド	株式 36銘柄	0.74%	-%	-%	1.35%
オーストラリア・ ドル	株式 34銘柄	2.31%	-%	-%	4.88%
	国債証券 1銘柄	-%	0.38%	-%	
カナダ・ドル	株式 26銘柄	0.18%	-%	-%	0.32%
シンガポール・ド ル	株式 6銘柄	0.31%	-%	-%	0.56%
スイス・フラン	株式 16銘柄	0.54%	-%	-%	0.98%
スウェーデン・ク ローナ	株式 7銘柄	0.13%	-%	-%	0.24%
デンマーク・ク ローネ	株式 6銘柄	0.16%	-%	-%	0.29%
ニュージーラン ド・ドル	株式 3銘柄	0.11%	-%	-%	0.20%
ノルウェー・ク ローネ	株式 2銘柄	0.02%	-%	-%	0.04%
ユーロ	株式 77銘柄	1.68%	-%	-%	3.93%
	国債証券 2銘柄	-%	0.48%	-%	
香港・ドル	株式 17銘柄	1.07%	-%	-%	1.95%

(注) 「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

「ニッセイクレジットキャリア マザーファンド」の状況

貸借対照表

(単位：円)

	2019年12月24日現在	2020年12月24日現在
資産の部		
流動資産		
預金	379,223,796	149,274,535
金銭信託	80,928,637	94,491,049
コール・ローン	10,587,790,644	13,148,266,610
特殊債券	466,556,241	1,476,186,042
社債券	56,590,249,666	72,870,798,699
派生商品評価勘定	2,529,759	469,676,851
未収利息	451,192,213	399,339,262
前払費用	13,691,839	190,352,209
流動資産合計	68,572,162,795	88,798,385,257
資産合計	68,572,162,795	88,798,385,257
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	608,375,576	76,754,057
未払解約金	237,514,767	141,341,569
その他未払費用	15,267	20,262
流動負債合計	845,905,610	218,115,888
負債合計	845,905,610	218,115,888
純資産の部		
元本等		
元本	64,883,613,610	83,603,139,539
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,842,643,575	4,977,129,830
純資産合計	67,726,257,185	88,580,269,369
負債純資産合計	68,572,162,795	88,798,385,257

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券及び社債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

項目	2019年12月24日現在	2020年12月24日現在
1. 受益権総口数	64,883,613,610口	83,603,139,539口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0438円 (10,438円)	1.0595円 (10,595円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	自 2018年12月26日 至 2019年12月24日	自 2019年12月25日 至 2020年12月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的として行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	2019年12月24日現在	2020年12月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関する注記)にて記載したとおりであります。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2019年12月24日現在	2020年12月24日現在
	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	当期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
特殊債券	489,539	938,813
社債券	3,026,991	23,659,843
合計	3,516,530	24,598,656

(デリバティブ取引等に関する注記)

デリバティブ取引

通貨関連

種類	2019年12月24日 現在				2020年12月24日 現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	57,527,987,804	-	58,136,363,380	608,375,576	75,556,414,685	-	75,163,491,891	392,922,794
アメリカ・ドル	13,185,734,314	-	13,282,330,732	96,596,418	16,763,463,488	-	16,695,033,699	68,429,789
イギリス・ポンド	-	-	-	-	5,994,758,559	-	6,056,468,765	61,710,206
オーストラリア・ドル	8,204,758,200	-	8,358,133,996	153,375,796	16,354,572,853	-	16,369,108,695	14,535,842
カナダ・ドル	36,137,495,290	-	36,495,898,652	358,403,362	36,443,619,785	-	36,042,880,732	400,739,053
買 建	331,746,098	-	334,275,857	2,529,759	-	-	-	-
オーストラリア・ドル	273,834,711	-	275,778,241	1,943,530	-	-	-	-
カナダ・ドル	57,911,387	-	58,497,616	586,229	-	-	-	-
合計	57,859,733,902	-	58,470,639,237	605,845,817	75,556,414,685	-	75,163,491,891	392,922,794

(注) 1. 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。ただし、当該日を超える先物相場が発表されていない場合は、当該為替予約は当該日に最も近い日に発表されている先物相場の仲値によって評価しております。

2. 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

開示対象ファンドの開示対象期間における当ファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	2019年12月24日現在	2020年12月24日現在
開示対象ファンドの開示対象期間の期首元本額	65,539,178,710円	64,883,613,610円
開示対象ファンドの開示対象期間中の追加設定元本額	29,168,964円	21,129,645,474円
開示対象ファンドの開示対象期間中の一部解約元本額	684,734,064円	2,410,119,545円
元本の内訳		
ファンド名		
ニッセイクレジットキャリーファンド（適格機関投資家限定）	1,923,632,684円	1,923,632,684円
ニッセイクレジットキャリーファンドアロケーション専用（適格機関投資家限定）	15,582,713,837円	22,154,561,622円
ニッセイリスク抑制型バランスDB（適格機関投資家限定）	7,476,386,593円	10,008,478,621円
ニッセイリスク抑制型バランスファンド（一般投資家私募）	2,073,014,287円	4,395,427,719円
ニッセイリスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家限定）	487,432,101円	754,460,658円
DCニッセイ安定収益追求ファンド	1,415,963,486円	3,025,890,618円
ニッセイ・リスクコントロール・プロファンド（適格機関投資家限定）	840,850,202円	1,061,578,573円
ニッセイ安定収益追求ファンド	28,901,969円	30,971,073円
ニッセイリスク抑制型バランスファンドS（適格機関投資家限定）	5,267,230,476円	8,311,917,504円
ニッセイリスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家限定）	4,357,629,004円	6,030,804,871円
ニッセイリスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家限定）	240,791,267円	377,291,979円
ニッセイ低ボラティリティ・インカムファンド（適格機関投資家限定）	11,394,800,755円	9,644,071,289円
ニッセイ低ボラティリティ・インカムファンドDB（適格機関投資家限定）	5,103,692,290円	6,211,682,969円
ニッセイ低ボラティリティ・インカムファンド（一般投資家私募）	646,017,591円	837,489,878円
ニッセイインカム追求・ローリスクバランスファンド（適格機関投資家限定）	7,589,520,711円	7,450,983,830円
ニッセイ低ボラティリティ・インカムファンド（1.5倍型）（適格機関投資家限定）	- 円	567,018,962円
DCニッセイおまかせバランスファンド（安定）	- 円	188,852円
ニッセイ・リスク抑制型バランスファンド（適格機関投資家専用）	455,036,357円	816,687,837円
計	64,883,613,610円	83,603,139,539円

附属明細表（2020年12月24日現在）

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額又は口数	評価額	備考
特殊債券	イギリス・ポンド	ELECTRICITE DE FRANCE SA 6.875 2022/12/12	5,000,000.00	5,640,400.00	
		イギリス・ポンド 小計	5,000,000.00	5,640,400.00 (791,009,696)	
	オーストラリア・ドル	GPT WHL OFFICE FD N01 4 2022/05/18	2,000,000.00	2,057,500.00	
		TELSTRA CORP LTD 2.9 2021/04/19	4,500,000.00	4,536,675.00	
		TELSTRA CORP LTD 4 2022/09/16	2,000,000.00	2,125,300.00	
オーストラリア・ドル 小計	8,500,000.00	8,719,475.00 (685,176,346)			
特殊債券 合計				1,476,186,042 (1,476,186,042)	
社債券	アメリカ・ドル	AOZORA BANK 2.55 2022/09/09	3,000,000.00	3,087,090.00	
		BMW US CAPITAL LLC 1.85 2021/09/15	1,500,000.00	1,514,430.00	
		BMW US CAPITAL LLC 3.8 2023/04/06	5,000,000.00	5,370,250.00	
		BNP PARIBAS 3.5 2023/03/01	10,000,000.00	10,627,300.00	
		BP CAPITAL MARKETS PLC 3.643 2023/05/14	3,000,000.00	3,210,480.00	
		CAPITAL ONE FINANCIAL CO 4.75 2021/07/15	1,000,000.00	1,023,970.00	
		CENTRAL NIPPON EXPRESSWY 2.091 2021/09/14	750,000.00	758,475.00	
		CENTRAL NIPPON EXPRESSWY 2.293 2021/04/23	4,060,000.00	4,084,157.00	
		CENTRAL NIPPON EXPRESSWY 2.362 2021/05/28	9,700,000.00	9,785,554.00	
		CREDIT AGRICOLE LONDON 3.75 2023/04/24	10,000,000.00	10,727,700.00	
		DAIMLER FINANCE NA LLC 3 2021/02/22	5,000,000.00	5,018,850.00	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC 2.875 2021/02/25	10,000,000.00	10,018,800.00	
		HP ENTERPRISE CO 4.45 2023/10/02	4,500,000.00	4,948,785.00	
		JAPAN TOBACCO INC 2 2021/04/13	5,950,000.00	5,968,980.50	
		JT INTL FIN SERVICES BV 3.5 2023/09/28	9,700,000.00	10,467,755.00	
		KOMATSU FINANCE AMERICA 0.849 2023/09/09	14,700,000.00	14,815,542.00	
		MACQUARIE GROUP LTD 6.25 2021/01/14	3,000,000.00	3,007,680.00	
		MITSUBISHI UFJ FIN GRP 3.761 2023/07/26	17,000,000.00	18,421,200.00	

	MITSUBISHI UFJ LEASE&FIN 2.25 2021/09/07	1,610,000.00	1,628,579.40	
	MUFG BANK LTD 4.1 2023/09/09	5,000,000.00	5,475,450.00	
	ORIX CORP 2.65 2021/04/13	5,700,000.00	5,735,739.00	
	PANASONIC CORP 2.536 2022/07/19	1,200,000.00	1,234,344.00	
	SMBC AVIATION CAPITAL FI 2.65 2021/07/15	5,080,000.00	5,136,032.40	
	VOLKSWAGEN GROUP AMERICA 0.75 2022/11/23	9,000,000.00	9,026,820.00	
	VOLKSWAGEN GROUP AMERICA 3.125 2023/05/12	5,000,000.00	5,282,300.00	
	WOOLWORTHS GROUP LTD 4.55 2021/04/12	3,000,000.00	3,036,150.00	
アメリカ・ドル	小計	153,450,000.00	159,412,413.30 (16,519,908,390)	
イギリス・ポンド	BAT INTL FINANCE PLC 6 2022/06/29	7,800,000.00	8,454,342.00	
	BMW INTL INVESTMENT BV 1.875 2023/09/11	5,000,000.00	5,202,500.00	
	E.ON INTL FINANCE BV 5.5 2022/07/06	5,000,000.00	5,391,300.00	
	LVMH MOET HENNESSY VUITT 1 2023/02/11	7,300,000.00	7,388,038.00	
	NATIONWIDE BLDG SOCIETY 1 2023/01/24	5,000,000.00	5,065,150.00	
	SIEMENS FINANCIERINGSMAT 0.875 2023/06/05	5,000,000.00	5,064,650.00	
イギリス・ポンド	小計	35,100,000.00	36,565,980.00 (5,128,013,035)	
オーストラリア・ドル	ABN AMRO BANK NV 5.25 2021/03/17	10,000,000.00	10,107,600.00	
	AGL ENERGY LTD 5 2021/11/05	9,200,000.00	9,348,948.00	
	AT&T INC 3.45 2023/09/19	2,430,000.00	2,611,545.30	
	AUSNET SERVICES HOLDINGS 5.75 2022/06/28	1,830,000.00	1,976,088.90	
	AUST & NZ BANKING GROUP 3.1 2023/01/18	16,000,000.00	16,940,160.00	
	BANK OF MONTREAL 3.25 2022/10/06	4,740,000.00	4,988,044.20	
	BANK OF QUEENSLAND LTD 3 2021/11/16	8,000,000.00	8,183,280.00	
	BARCLAYS PLC 4.327 2023/06/15	5,000,000.00	5,366,000.00	
	COMMONWEALTH BANK AUST 3.25 2023/04/25	5,400,000.00	5,775,300.00	
	MACQUARIE BANK LTD 1.75 2022/06/21	19,300,000.00	19,716,687.00	
	MC FINANCE AUSTRALIA P/L 4.25 2021/12/01	4,100,000.00	4,235,874.00	
	MERCEDES-BENZ AUSTRALIA 1.25 2023/09/08	5,000,000.00	5,042,100.00	

	MIZUHO FINANCIAL GROUP 3.752 2023/07/19	3,000,000.00	3,211,470.00	
	MORGAN STANLEY 5 2021/09/30	2,300,000.00	2,379,143.00	
	OPTUS FINANCE PTY LTD 3.25 2022/08/23	5,900,000.00	6,181,135.00	
	OPTUS FINANCE PTY LTD 4 2022/06/17	4,680,000.00	4,931,128.80	
	PERTH AIRPORT PTY LTD 5.5 2021/03/25	2,000,000.00	2,022,340.00	
	SCENTRE GROUP TRST 1 4.5 2021/09/08	5,000,000.00	5,087,800.00	
	STOCKLAND TRUST 4.5 2022/11/23	1,500,000.00	1,586,745.00	
	SUMITOMO MITSUI FINL GRP 3.662 2022/03/29	1,000,000.00	1,037,340.00	
	SWEDBANK AB 3.5 2022/02/17	1,660,000.00	1,717,137.20	
	VERIZON COMMUNICATIONS 3.5 2023/02/17	18,570,000.00	19,738,795.80	
	VODAFONE GROUP PLC 3.25 2022/12/13	21,690,000.00	22,809,854.70	
	VOLKSWAGEN FIN SERV AUST 3.25 2021/04/13	6,000,000.00	6,043,560.00	
	WELLS FARGO & COMPANY 3.25 2022/04/27	8,000,000.00	8,278,480.00	
	WESTPAC BANKING CORP 3.125 2022/10/27	16,800,000.00	17,698,128.00	
	オーストラリア・ドル 小計	189,100,000.00	197,014,684.90 (15,481,413,939)	
カナダ・ドル	BANK OF AMERICA CORP 3.228 2022/06/22	20,000,000.00	20,828,000.00	
	BANK OF MONTREAL 3.4 2021/04/23	8,500,000.00	8,583,810.00	
	BANK OF NOVA SCOTIA 2.38 2023/05/01	10,000,000.00	10,383,800.00	
	BELL CANADA 3 2022/10/03	15,000,000.00	15,588,900.00	
	BELL CANADA 3.35 2023/03/22	14,595,000.00	15,351,312.90	
	BHP BILLITON FINANCE LTD 3.23 2023/05/15	25,000,000.00	26,419,750.00	
	CANADIAN IMPERIAL BANK 2.04 2022/03/21	10,000,000.00	10,199,800.00	
	CANADIAN NATL RESOURCES 3.31 2022/02/11	18,309,000.00	18,829,524.87	
	CATERPILLAR FIN SERV LTD 2.09 2022/09/12	19,500,000.00	20,044,635.00	
	CHOICE PROPERTIES REIT 3.01 2022/03/21	7,000,000.00	7,188,440.00	
	CITIGROUP INC 3.39 2021/11/18	15,000,000.00	15,394,800.00	
	DAIMLER CANADA FINANCE 3.05 2022/05/16	15,000,000.00	15,479,100.00	
	ENBRIDGE INC 3.19 2022/12/05	12,700,000.00	13,301,345.00	
	ENBRIDGE INC 4.85 2022/02/22	7,000,000.00	7,330,680.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC 3.55 2021/02/12	13,700,000.00	13,752,745.00	

	HONDA CANADA FINANCE INC 2.537 2023/03/01	19,000,000.00	19,751,260.00	
	JOHN DEERE CANADA FND IN 2.63 2022/09/21	10,000,000.00	10,378,300.00	
	JOHN DEERE FINANCIALS IN 2.99 2022/01/14	10,000,000.00	10,271,700.00	
	JPMORGAN CHASE & CO 3.19 2021/03/05	25,000,000.00	25,135,750.00	
	LOBLAW COS LTD 4.86 2023/09/12	2,000,000.00	2,195,740.00	
	MORGAN STANLEY 3.125 2021/08/05	18,000,000.00	18,297,540.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS IN 5.34 2021/03/22	21,000,000.00	21,231,420.00	
	ROYAL BANK OF CANADA 2.86 2021/03/04	5,000,000.00	5,024,050.00	
	ROYAL BANK OF CANADA 3.296 2023/09/26	4,500,000.00	4,833,090.00	
	SAPUTO INC 1.939 2022/06/13	16,000,000.00	16,301,760.00	
	SAPUTO INC 2.827 2023/11/21	10,000,000.00	10,526,000.00	
	TELUS CORP 2.35 2022/03/28	11,258,000.00	11,490,252.54	
	TELUS CORP 3.35 2023/03/15	10,000,000.00	10,501,300.00	
	TOYOTA CREDIT CANADA INC 2.02 2022/02/28	27,000,000.00	27,502,200.00	
	TOYOTA CREDIT CANADA INC 3.04 2023/07/12	4,000,000.00	4,233,200.00	
	VW CREDIT CANADA INC 3.7 2022/11/14	5,000,000.00	5,284,050.00	
	WELLS FARGO & COMPANY 2.094 2022/04/25	20,900,000.00	21,313,611.00	
	カナダ・ドル 小計	429,962,000.00	442,947,866.31 (35,741,463,333)	
社債券 合計			72,870,798,699 (72,870,798,699)	
合計			74,346,984,741 (74,346,984,741)	

(注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注) 2. 種類別合計額及び合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注) 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計金 額に対する比率
アメリカ・ドル	社債券 26銘柄	18.65%	22.22%
イギリス・ポンド	特殊債券 1銘柄	0.89%	7.96%
	社債券 6銘柄	5.79%	
オーストラリア・ドル	特殊債券 3銘柄	0.77%	21.74%
	社債券 26銘柄	17.48%	
カナダ・ドル	社債券 32銘柄	40.35%	48.07%

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「DCニッセイ安定収益追求ファンド」

(2020年12月30日現在)

資産総額	40,368,871,614円
負債総額	24,589,026円
純資産総額(-)	40,344,282,588円
発行済数量	38,231,756,688口
1口当たり純資産額(/)	1.0553円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2020年12月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。最近5年間に於ける資本金の増減はありません。

(2) 委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2020年12月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	406	70,049
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	131	26,445
単位型公社債投資信託	0	0
合計	537	96,494

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。

中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第25期事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第26期事業年度に係る中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)		当事業年度 (2020年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		18,401,863		28,674,230
有価証券		8,008,550		6,301,326
前払費用		608,442		546,666
未収委託者報酬		4,705,229		4,882,250
未収運用受託報酬		1,911,554		2,039,974
未収投資助言報酬		168,445		174,892
その他		31,744		50,572
流動資産合計		33,835,830		42,669,914
固定資産				
有形固定資産				
建物附属設備	1	72,641	1	98,471
車両	1	3,268	1	2,180
器具備品	1	95,277	1	142,866
有形固定資産合計		171,187		243,517
無形固定資産				
ソフトウェア		968,052		969,528
ソフトウェア仮勘定		24,478		216,033
その他		8,013		8,013
無形固定資産合計		1,000,545		1,193,575
投資その他の資産				
投資有価証券		36,902,679		33,634,499
関係会社株式		66,222		66,222
長期前払費用		167,886		-
差入保証金		293,513		303,875
繰延税金資産		1,066,925		1,292,446
その他		87,940		17,821
投資その他の資産合計		38,585,168		35,314,867
固定資産合計		39,756,901		36,751,960
資産合計		73,592,732		79,421,875

負債の部

流動負債

預り金	65,641	45,856
未払収益分配金	6,368	5,643
未払手数料	1,736,084	1,633,415
未払運用委託報酬	702,648	810,981
未払投資助言報酬	723,039	852,782
その他未払金	461,392	3,591,122
未払費用	113,233	146,706
未払法人税等	1,996,248	686,983
賞与引当金	853,083	975,373
その他	289,152	544,366
流動負債合計	6,946,893	9,293,232

固定負債

退職給付引当金	1,801,748	1,950,746
役員退職慰労引当金	22,500	22,700
固定負債合計	1,824,248	1,973,446

負債合計

負債合計	8,771,142	11,266,679
------	-----------	------------

純資産の部

株主資本

資本金	10,000,000	10,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,281,840	8,281,840
資本剰余金合計	8,281,840	8,281,840

利益剰余金

利益準備金	139,807	139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金	120,000	120,000
研究開発積立金	70,000	70,000
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	45,192,421	48,745,315

利益剰余金合計	45,872,228	49,425,122
---------	------------	------------

株主資本合計	64,154,068	67,706,962
--------	------------	------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	711,399	512,183
繰延ヘッジ損益	43,878	63,949
評価・換算差額等合計	667,521	448,234

純資産合計	64,821,590	68,155,196
-------	------------	------------

負債・純資産合計

負債・純資産合計	73,592,732	79,421,875
----------	------------	------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	26,471,631	27,088,982
運用受託報酬	11,784,292	13,165,624
投資助言報酬	610,372	677,248
その他営業収益	16,907	2,000
営業収益計	38,883,204	40,933,856
営業費用		
支払手数料	11,518,158	11,090,478
広告宣伝費	23,965	25,032
公告費	130	-
調査費	5,954,296	6,466,222
支払運用委託報酬	1,695,119	1,866,932
支払投資助言報酬	3,019,717	3,238,306
委託調査費	106,467	125,262
調査費	1,132,991	1,235,721
委託計算費	229,936	249,653
営業雑経費	812,655	929,200
通信費	49,932	47,749
印刷費	190,576	189,820
協会費	34,445	38,958
その他営業雑経費	537,701	652,672
営業費用計	18,539,142	18,760,587
一般管理費		
役員報酬	137,828	142,108
給料・手当	3,685,286	3,934,995
賞与引当金繰入額	851,086	974,031
賞与	279,376	285,503
福利厚生費	710,135	762,163
退職給付費用	311,969	307,637
役員退職慰労引当金繰入額	8,350	7,000
役員退職慰労金	150	30
その他人件費	151,765	172,763
不動産賃借料	673,220	682,105
その他不動産経費	30,378	31,283
交際費	29,832	28,014
旅費交通費	209,373	170,993
固定資産減価償却費	405,606	442,697
租税公課	325,740	341,195
業務委託費	261,111	291,579
器具備品費	332,440	354,221
保険料	52,393	46,549
諸経費	189,822	225,408
一般管理費計	8,645,865	9,200,283
営業利益	11,698,196	12,972,984
営業外収益		
受取利息	573	1,176
有価証券利息	24,008	12,651
受取配当金	124,674	200,028

金融派生商品収益	35,286		14,042
為替差益	22,977		-
その他営業外収益	14,395		13,606
営業外収益計	221,915		241,504
営業外費用			
為替差損	-		27,288
金融派生商品費用	20,127		9,593
控除対象外消費税	17,501		5,453
その他営業外費用	1,080		8,493
営業外費用計	38,709		50,829
経常利益	11,881,403		13,163,659
特別利益			
投資有価証券売却益	655,395		4,459
投資有価証券償還益	46,876		1,744
特別利益計	702,272		6,204
特別損失			
投資有価証券売却損	81,265		72,045
投資有価証券償還損	68,047		4,115
固定資産除却損	1	1,089	1
事故損失賠償金	2	511	2
特別損失計	150,913		88,934
税引前当期純利益	12,432,761		13,080,929
法人税、住民税及び事業税	3,862,523		4,134,957
法人税等調整額	43,320		106,970
法人税等合計	3,905,844		4,027,986
当期純利益	8,526,917		9,052,942

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余 金合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	41,733,107	42,412,914	60,694,754
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,067,603	5,067,603	5,067,603
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	8,526,917	8,526,917	8,526,917
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,459,314	3,459,314	3,459,314
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	45,192,421	45,872,228	64,154,068

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	779,438	4,637	784,076	61,478,830
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,067,603
当期純利益	-	-	-	8,526,917
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	68,039	48,515	116,554	116,554
当期変動額合計	68,039	48,515	116,554	3,342,759
当期末残高	711,399	43,878	667,521	64,821,590

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余 金合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	45,192,421	45,872,228	64,154,068
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,500,048	5,500,048	5,500,048
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	9,052,942	9,052,942	9,052,942
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	3,552,893	3,552,893	3,552,893
当期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	48,745,315	49,425,122	67,706,962

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	711,399	43,878	667,521	64,821,590
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,500,048
当期純利益	-	-	-	9,052,942
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	199,216	20,071	219,287	219,287
当期変動額合計	199,216	20,071	219,287	3,333,606
当期末残高	512,183	63,949	448,234	68,155,196

注記事項

（重要な会計方針）

項目	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの ...決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。</p> <p>関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4．引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当期末在籍者に対する支給見込額のうち当期負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <p>ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
7．消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
8．連結納税	日本生命保険相互会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号）に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

（会計上の見積りの変更）

（退職給付債務の計算方法に係る見積りの変更）

年俸制適用者について、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法へ変更しております。この変更は、従業員数が増加したことに伴い、退職給付債務の金額の算定の精度を高め、退職給付費用の期間損益計算を適正化するために行ったものであります。

この変更に伴い、当事業年度末における退職給付引当金が54,100千円減少し、同額を一般管理費の退職給付費用より減額しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

（1）概要

本会計基準により、顧客と約束する財又はサービスを提供する履行義務の実質的な実施主体についての評価を行ったうえで、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で、収益を認識することが求められます。

（2）適用予定日

2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時点において、評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用年月日

2021年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時点において、評価中であります。

（貸借対照表関係）

1．有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物附属設備	325,809千円	310,385千円
車両	3,460	4,549
器具備品	474,339	394,258
計	803,609	709,193

（損益計算書関係）

1．固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
建物附属設備	- 千円	4,181千円
器具備品	623	4,240
ソフトウェア	465	-
計	1,089	8,422

2．事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2018年6月22日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,000,103千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	46,106円
基準日	2018年3月31日
効力発生日	2018年6月22日

2019年3月19日開催の臨時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当財産の種類	投資有価証券
配当財産の帳簿価額	67,500千円
譲渡株数	1,350株
1株当たり配当額	-

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	108	-	-	108
合計	108	-	-	108

2. 配当に関する事項

配当金支払額

2019年6月28日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,500,048千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	50,716円
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年6月28日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月29日開催の定時株主総会において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	5,500,048千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	50,716円
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

上記の自社設定投資信託の一部につきましてはデリバティブを用いてヘッジを行っております。デリバティブを用いたヘッジ取引につきましては、外貨建て資産の為替変動リスクを回避する目的で為替予約、外国株式の価格変動リスクを回避する目的で株価指数先物を使ってヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の適用にあたっては、資金運用規則のほか資金運用リスク管理規程等に基づき、ヘッジ対象のリスクの種類及び選択したヘッジ手段を明確にし、また事前の有効性の確認、事後の有効性の検証を行う等、社内体制を整備して運用しております。ヘッジの有効性判定については資金運用リスク管理規程に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません(注2)を参照下さい)。

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	18,401,863	18,401,863	-
有価証券			
満期保有目的の債券	2,199,830	2,205,940	6,109
その他有価証券	5,808,720	5,808,720	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	17,649,504	17,681,300	31,795
その他有価証券	19,253,174	19,253,174	-
デリバティブ取引()			
ヘッジ会計が適用され ているもの	47,244	47,244	-

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示しております。

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	28,674,230	28,674,230	-
有価証券			
満期保有目的の債券	6,301,326	6,307,330	6,003
投資有価証券			
満期保有目的の債券	11,547,229	11,546,970	259
その他有価証券	22,087,270	22,087,270	-
デリバティブ取引()			
ヘッジ会計が適用され ているもの	10,218	10,218	-

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示してあります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

決算日の市場価格等によっております。

デリバティブ

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
関係会社株式	66,222	66,222

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	18,401,863	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	2,200,000	17,650,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	7,033,352	15,714,537	2,156,988	138,951
合計	27,635,215	33,364,537	2,156,988	138,951

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	28,674,230	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	6,300,000	11,550,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	6,148,442	12,928,752	2,006,497	-
合計	41,122,673	24,478,752	2,006,497	-

(注) 投資信託受益証券、国債であります。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(2019年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	18,749,335	18,787,460	38,124
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	18,749,335	18,787,460	38,124
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	1,100,000	1,099,780	220
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,100,000	1,099,780	220
合計		19,849,335	19,887,240	37,904

当事業年度(2020年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	11,798,934	11,806,740	7,805
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	11,798,934	11,806,740	7,805
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	6,049,621	6,047,560	2,061
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	6,049,621	6,047,560	2,061
合計		17,848,556	17,854,300	5,743

2. その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,808,720	5,801,046	7,673
	国債・地方債等	5,808,720	5,801,046	7,673
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	13,421,370	12,553,359	868,010
	小計	19,230,090	18,354,406	875,684
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	5,831,804	5,981,670	149,865
	小計	5,831,804	5,981,670	149,865
合計		25,061,894	24,336,076	725,818

当事業年度（2020年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価または 償却原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	14,350,630	13,532,359	818,270
	小計	14,350,630	13,532,359	818,270
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	7,736,640	8,140,850	404,209
	小計	7,736,640	8,140,850	404,209
	合計	22,087,270	21,673,209	414,060

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）関係会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円、当事業年度の貸借対照表計上額は66,222千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	2,232,532	655,395	81,265
合計	2,232,532	655,395	81,265

当事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	1,650,233	4,459	72,045
合計	1,650,233	4,459	72,045

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前事業年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2019年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,909,028	-	47,244
合計			1,909,028	-	47,244

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

当事業年度（2020年3月31日）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的 処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資 有価証券	1,860,993	-	10,218
合計			1,860,993	-	10,218

(注1) 時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で示しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職及び一般職を制度対象としております。受入出向者については、退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれておりません。

なお、当社が有する退職一時金制度は、従来まで簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しておりましたが、対象従業員が300人を超えたため、当事業年度末より原則法に変更しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	- 千円	- 千円
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	-	1,887,492
簡便法から原則法への変更に伴う減少額	-	54,100
退職給付債務の期末残高	-	1,833,391

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	1,682,532 千円	1,801,748 千円
退職給付費用	229,805	274,595
退職給付の支払額	110,589	71,495
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	-	1,887,492
退職給付引当金の期末残高	1,801,748	117,355

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	1,801,748 千円	1,950,746 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,801,748	1,950,746
退職給付引当金	1,801,748	1,950,746
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,801,748	1,950,746

(4) 退職給付費用

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	229,805 千円	274,595 千円
簡便法から原則法への変更に伴う減少額	-	54,100
確定給付制度に係る退職給付費用	229,805	220,494

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	前事業年度 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
割引率	- %	0.32 %

3 . 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度において58,788千円、当事業年度において62,535千円であり、退職給付費用に計上しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	261,214 千円	298,659 千円
未払事業税	119,420	130,502
退職給付引当金	551,695	597,318
税務上の繰延資産償却超過額	6,126	4,337
役員退職慰労引当金	6,889	6,950
投資有価証券評価差額	88,160	254,174
その他	62,896	82,112
小計	1,096,402	1,374,055
評価性引当額	9	19
繰延税金資産合計	1,096,393	1,374,036
繰延税金負債		
特別分配金否認	5,022	3,682
投資有価証券評価差額	24,444	77,906
繰延税金負債合計	29,467	81,589
繰延税金資産(は負債)の純額	1,066,925	1,292,446

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等
前事業年度（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,299,726	未収運用受託報酬	762,239
								投資助言報酬の受取	130,542	未収投資助言報酬	11,530

当事業年度（自2019年4月1日 至2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	100,000	生命保険業	(被所有)直接 100.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	3,360,908	未収運用受託報酬	802,463
								投資助言報酬の受取	130,557	未収投資助言報酬	11,984
								連結納税	3,123,434	その他未払金	3,123,434

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、協議の上決定しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

（ 1株当たり情報 ）

	前事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
1株当たり純資産額	597,720円47銭	628,459円68銭
1株当たり当期純利益金額	78,626円78銭	83,477円26銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）
当期純利益	8,526,917千円	9,052,942千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	8,526,917千円	9,052,942千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第26期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		25,867,054
有価証券		2,200,310
前払費用		490,156
未収委託者報酬		5,083,348
未収運用受託報酬		2,860,357
未収投資助言報酬		205,730
その他		5,627
流動資産合計		36,712,587
固定資産		
有形固定資産	1	217,645
無形固定資産		1,388,913
投資その他の資産		
投資有価証券		37,195,151
関係会社株式		66,222
長期前払費用		2,470
差入保証金		300,007
繰延税金資産		850,500
その他		17,695
投資その他の資産合計		38,432,046
固定資産合計		40,038,605
資産合計		76,751,192

負債の部

流動負債

預り金		48,531
未払収益分配金		4,837
未払手数料		1,745,443
未払運用委託報酬		663,984
未払投資助言報酬		805,922
その他未払金		1,824,956
未払費用		174,548
未払法人税等		521,943
前受投資助言報酬		47,773
賞与引当金		552,768
その他	2	355,688
流動負債合計		<u>6,746,397</u>

固定負債

退職給付引当金		2,061,987
役員退職慰労引当金		26,275
固定負債合計		<u>2,088,262</u>

負債合計

		<u>8,834,660</u>
--	--	------------------

純資産の部

株主資本

資本金		10,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,281,840
資本剰余金合計		<u>8,281,840</u>

利益剰余金

利益準備金		139,807
その他利益剰余金		
配当準備積立金		120,000
研究開発積立金		70,000
別途積立金		350,000
繰越利益剰余金		47,777,753
利益剰余金合計		<u>48,457,560</u>

株主資本合計

		<u>66,739,400</u>
--	--	-------------------

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		1,230,312
繰延ヘッジ損益		53,180
評価・換算差額等合計		<u>1,177,132</u>

純資産合計

		<u>67,916,532</u>
--	--	-------------------

負債・純資産合計

		<u>76,751,192</u>
--	--	-------------------

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第26期中間会計期間	
(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	13,048,440
運用受託報酬	6,476,531
投資助言報酬	425,029
営業収益計	19,950,002
営業費用	8,911,467
一般管理費	1 4,550,470
営業利益	6,488,064
営業外収益	2 82,144
営業外費用	3 35,367
経常利益	6,534,841
特別利益	4 929
特別損失	5 51,744
税引前中間純利益	6,484,025
法人税、住民税及び事業税	1,823,853
法人税等調整額	127,685
法人税等合計	1,951,539
中間純利益	4,532,486

(3)中間株主資本等変動計算書

第26期中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					利益剰余金 合計	
		資本準備 金	資本剰余金 合計	利益準備 金	その他利益剰余金					
					配当準備 積立金	研究開発 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	48,745,315	49,425,122	67,706,962
当中間期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	5,500,048	5,500,048	5,500,048
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	4,532,486	4,532,486	4,532,486
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	967,562	967,562	967,562
当中間期末残高	10,000,000	8,281,840	8,281,840	139,807	120,000	70,000	350,000	47,777,753	48,457,560	66,739,400

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッ ジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	512,183	63,949	448,234	68,155,196
当中間期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	5,500,048
中間純利益	-	-	-	4,532,486
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 （純額）	718,129	10,768	728,898	728,898
当中間期変動額合計	718,129	10,768	728,898	238,663
当中間期末残高	1,230,312	53,180	1,177,132	67,916,532

注記事項

（重要な会計方針）

項目	第26期中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>其他有価証券 時価のあるもの ...中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法に基づく原価法によっております。 関係会社株式 移動平均法に基づく原価法によっております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産 定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は、建物附属設備3～18年、車両6年、器具備品2～20年であります。</p> <p>無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
4．引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員への賞与の支給に充てるため、当中間会計期間末在籍者に対する支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。年俸制適用者の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当該事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における年俸制適用者の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>年俸制非適用者は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。</p> <p>役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. ヘッジ会計の方法	<p>ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りであります。</p> <p>ヘッジ手段・・・為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象・・・自己資金を投資している投資有価証券</p> <p>ヘッジ方針 ヘッジ指定については、ヘッジ取引日、ヘッジ対象とリスクの種類、ヘッジ手段、ヘッジ割合、ヘッジを意図する期間を、原則として個々取引毎に行います。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。</p>
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
8. 連結納税制度	日本生命保険相互会社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しており、当制度を前提とした会計処理を行っております。「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(2020年3月31日 企業会計基準委員会 実務対応報告第39号)に基づき、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて計上しております。

(中間貸借対照表関係)

第26期中間会計期間末 (2020年9月30日現在)	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	740,836千円
<p>2. 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	

(中間損益計算書関係)

第26期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
1. 減価償却の実施額	
有形固定資産	31,642千円
無形固定資産	189,242千円
2. 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	52,744千円
金融派生商品収益	22,756千円
3. 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	18,910千円
金融派生商品損失	14,197千円
4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券売却益	702千円
5. 特別損失のうち主要なもの	
投資有価証券売却損	39,656千円
事故損失賠償金	12,088千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第26期中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)					
1. 発行済株式の種類及び総数					
	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	
発行済株式					
普通株式	108	-	-	108	
合計	108	-	-	108	
2. 配当に関する事項 配当金支払額					
(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,500,048	50,716	2020年3月31日	2020年6月29日

(金融商品関係)

第26期中間会計期間末(2020年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません(注2)を参照ください)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	25,867,054	25,867,054	-
有価証券			
満期保有目的の債券	2,200,310	2,201,100	789
その他有価証券	-	-	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	12,067,677	12,071,606	3,928
その他有価証券	25,127,473	25,127,473	-
デリバティブ取引 ()			
ヘッジ会計が適用され ていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用され ているもの	7,126	7,126	-

()デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については 示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

現金・預金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

中間会計期間末日の市場価格等によっております。

投資有価証券

中間会計期間末日の市場価格等によっております。

デリバティブ

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

関係会社株式(中間貸借対照表計上額66,222千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

第26期中間会計期間末（2020年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等	11,448,319	11,453,125	4,805
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	11,448,319	11,453,125	4,805
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等	2,819,668	2,819,581	87
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,819,668	2,819,581	87
合計		14,267,988	14,272,706	4,717

2. その他有価証券

	種類	取得原価または 償却原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注)	15,190,859	16,809,083	1,618,223
小計		15,190,859	16,809,083	1,618,223
中間貸借対照表 計上額が取得原 価または償却原 価を超えないも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他(注)	8,503,340	8,318,390	184,949
小計		8,503,340	8,318,390	184,949
合計		23,694,199	25,127,473	1,433,273

(注) 投資信託受益証券等であります。

（デリバティブ取引関係）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第26期中間会計期間末（2020年9月30日現在）

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

第26期中間会計期間末（2020年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）
原則的処理方法	為替予約取引 米ドル売建	投資有価証券	1,364,820	-	7,126
合計			1,364,820	-	7,126

（注1）時価の算定方法 先物為替相場に基づき算定しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第26期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第26期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1．サービスごとの情報

当社のサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第26期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第26期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第26期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

（ 1 株当たり情報）

	第26期中間会計期間 （自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）
1株当たり純資産額	626,258円96銭
1株当たり中間純利益金額	41,794円10銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

中間純利益金額	4,532,486千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	<u>4,532,486千円</u>
期中平均株式数	108千株

（重要な後発事象）

第26期中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

2020年3月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

2020年3月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(資本金の額：2020年3月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額 (単位：百万円)	c. 事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社みずほ銀行	1,404,065	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社千葉銀行	145,069	
株式会社横浜銀行	215,628	
株式会社北陸銀行	140,409	
株式会社南都銀行	37,924	
信金中央金庫	690,998	信用金庫法に基づき設立された、信用金庫の中央金融機関です。
日本生命保険相互会社	1,400,000	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

（2）販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

3【資本関係】

日本生命保険相互会社（販売会社）は、委託会社の株式を108,448株（持株比率100%）保有しています。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

第3【その他】

- （1）目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- （2）届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- （3）投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
 - ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
 - ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
 - ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。
コールセンター 0120-762-506
（9:00～17:00 土日祝日・年末年始を除く）
ホームページ <https://www.nam.co.jp/>
- （4）目論見書に以下の内容を記載することがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- （5）目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- （6）目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
- （7）目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年5月29日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 あや子 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年2月1日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 百瀬和政印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイ安定収益追求ファンドの2019年12月25日から2020年12月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイ安定収益追求ファンドの2020年12月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(ニッセイアセットマネジメント株式会社)が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月30日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 誠之指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野 あや子

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。